第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書

令和７年３月７日
成年後見制度利用促進専門家会議

目次

はじめに 3
各施策の進捗状況及び個別の課題の整理・検討 4
１　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実 4
（１）成年後見制度等の見直しに向けた検討について 4
（２）総合的な権利擁護支援策の充実について 5
①　成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化 5
②　新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討 8
③　都道府県単位での新たな取組の検討 12
２　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等 14
（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透について 14
（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等について 19
①　家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進 19
②　後見人等に関する苦情等への適切な対応 23
③　適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等 26
④　適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組 29
（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和等について 31
①　後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等 31
②　家庭裁判所の適切な監督に向けた取組 32
③　専門職団体における取組 32
④　成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討 33
（４）各種手続における後見事務の円滑化等について 34
３　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり 36
４　優先して取り組む事項 45
（１）任意後見制度の利用促進について 45
①　周知・広報等に関する取組 45
②　任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組 47

（２）担い手の確保・育成等の推進について.....49
① 市民後見人の育成・活躍支援.....49
② 法人後見の担い手の育成.....51
③ 専門職後見人の確保・育成等.....54
④ 親族後見人への支援.....55
（３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について.....56
① 市町村長申立ての適切な実施.....57
② 成年後見制度利用支援事業の推進.....58
（４）地方公共団体による行政計画等の策定について.....60
（５）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて.....61
５ その他.....63
おわりに.....65

別紙１ 成年後見制度利用促進専門家会議において委員から出された主な意見（新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討について）
別紙２ 成年後見制度利用促進専門家会議において委員から出された主な意見（中核機関について）
別紙３ 重要業績評価指標（ＫＰＩ）の進捗状況について

はじめに

成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）に基づき、令和４年３月、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「第二期計画」という。）が閣議決定され、現在、第二期計画に基づき、国・地方公共団体・関係団体等において、工程表に基づき成年後見制度の利用促進に関する施策を推進するとともに、施策の性質に応じて設定したＫＰＩ（別紙３）の達成に向けて各種取組が実施されている。

第二期計画では、中間年度である令和６年度に、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うこととされていることを踏まえ、成年後見制度利用促進専門家会議（以下「専門家会議」という。）は、令和４年度に第二期計画中間検証の準備に関するワーキング・グループ（「総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ」、「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ」及び「地域連携ネットワークワーキング・グループ」）を設置し、令和４年度及び令和５年度の２年間に、これらのワーキング・グループを計 11 回開催するとともに、令和６年度において専門家会議を４回開催し、各施策の進捗状況を把握・評価した上で、各施策における個別の課題の整理・検討を行い、中間検証結果をとりまとめるに至った。国、地方公共団体、関係団体においては、本中間検証結果を踏まえ、地域共生社会の実現という目的に向け、単に利用者の増加を目的とするのではなく、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）における権利擁護支援策の一層の充実等、成年後見制度の利用促進の取組の更なる推進をお願いする。

なお、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。平成 26 年条約第１号）の第 12 条（法律の前にひとしく認められる権利）に関連して、第二期計画の策定と同年に行われた障害者権利委員会による我が国の第１回政府報告審査において、第二期計画を懸念するとの意見を含む総括所見が公表されている。当該懸念は、障害者の権利を擁護する観点から、計画全体への懸念が示されたものであるところ、第二期計画は、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」との副題から明らかなとおり、判断能力が不十分な障害者にも寄り添い、その権利を真に擁護することを目的としており、専門家会議としては、第二期計画の具体的な施策は障害者権利条約の理念にも沿ったものであると考えているところである。国、地方公共団体、関係団体においては、第二期計画の施策の着実な実施を通じて、引き続き第二期計画の基本理念につき国内外の理解を得るよう尽力願いたい。

各施策の進捗状況及び個別の課題の整理・検討

第二期計画においては、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実等の成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととし、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を目指すため、成年後見制度の運用改善等に取り組むとともに、司法による権利擁護支援等を身近なものにするしくみづくりに取り組むことを基本的な考え方としている。このため、第二期計画においては、「１　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」、「２　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等」、「３　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「４　優先して取り組む事項」を掲げており、以下、これらの【施策の進捗状況】、【ＫＰＩの達成状況】、【中間年度における評価】及び【今後の対応】について記述する。

１　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、法務省において成年後見制度を適切に見直す必要があるとともに、同見直しの前提となる基盤整備として、厚生労働省において成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。

（１）成年後見制度等の見直しに向けた検討について

成年後見制度の見直しについて、民法（明治 29 年法律第 89 号）を所管する法務省において、以下のような検討が進められている。

なお、地方公共団体に与えられる権限や成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討に関しては、後記４（３）①及び②を参照。

【施策の進捗状況】

第二期計画においては、今後の施策の目標として、成年後見制度の見直しに向けた検討を行うことが明記された。これを踏まえ、令和４年６月以降、公益社団法人商事法務研究会が主催した「成年後見制度の在り方に関する研究会」に法務省等の担当者が参加し、成年後見制度の見直しに向けた検討が行われ、令和６年２月に「成年後見制度の在り方に関する研究会報告書」が取りまとめられた。また、同月、法務大臣から、法制審議会に

対し、成年後見制度の見直しに関する諮問がされ、現在、新設された法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。

【中間年度における評価】

成年後見制度の見直しに向けた検討については、法務省を中心に、着実に検討が進められている。

【今後の対応】

法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、国内外の動向も踏まえつつ、成年後見制度の見直しに関する調査審議が行われているところであり、法務省においては、その調査審議の結果を基に最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、所要の対応を行う必要がある。

なお、調査審議に当たって、法務省及び厚生労働省においては、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念が十分考慮された調査審議が行われるよう、第二期計画の内容や専門家会議におけるこれまでの議論等についても適切に情報提供に努める必要がある。

（２）総合的な権利擁護支援策の充実について

成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくため、厚生労働省を中心に、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討が進められている。

①　成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

日常生活自立支援事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。一方、地域によって同事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。このため、厚生労働省において以下の施策が進められている。

なお、家庭裁判所における日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援に対する理解の浸透に関する取組ついては、後記２（１）を参照。

【施策の進捗状況】

日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進や、同事業の実施体制の強化を図るため、厚生労働省においては、以下の取組を実施している。

ⅰ　地域の福祉関係者が、個別事案に関して日常生活自立支援事業等関連諸制度における役割分担を検討することができるよう、令和２年度社会福祉推進事業で作成した「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担検討チェックシート」の活用方法等について、専門員や生活保護のケースワーカーに対する全国研修等を通じて周知を図っている。

ⅱ　令和４年度及び令和５年度に実施した社会福祉推進事業において、日常生活自立支援事業の効果的な実施や、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制の構築の一助となる「日常生活自立支援事業実施のための手引き・様式」の検討を行った。

ⅲ　判断能力が不十分な者の置かれた状況に応じて適切な支援を受けられるよう、「成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業」の実施を通じて、都道府県等に制度間の移行調整等を行う連携コーディネーターを配置すること等により、日常生活自立支援事業と成年後見制度、生活困窮者自立支援制度等関連諸制度間の連携強化に向けた取組の促進を図っている。

【中間年度における評価】

・　上記ⅰの「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担検討チェックシート」において課題整理や検討の手法が示されており、支援を検討する際の会議で参考になったとの声もあるが、未使用の地域もあることから、厚生労働省においては、引き続き研修等で周知する必要がある。また、上記ⅲの「成年後見制度と権利擁護事業支援策等の連携強化事業」については、実施自治体数は近年増加（令和４年度 10 自治体、令和５年度は 13 自治体）しており、一定の進捗が見られる。しかし、生活保護制度との役割分担については、令和５年度の社会福祉推進事業の報告書において、一部の地域では、生活費の使い過ぎを防ぐ目的で、日常生活自立支援事業の利用が生活保護の受給要件であるかのような不適切な運用等がされているとの指摘がある。また、日常生活自立支援事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業から成年後見制度への移行に課題があることの指摘について

は、待機者の定義や移行への課題が一義的でないこともあり、その定量的な把握や分析が十分にできているとは言えない。

- 上記ⅱの令和４年度及び令和５年度に実施した社会福祉推進事業において検討された手引き・様式については、現場の実態に即して検討する必要がある等の事情から、現場の運用への反映に時間を要している等の課題が見られる。
- このほか、日常生活自立支援事業については、関係性の濫用防止及び意思決定支援確保の観点から、サービスを提供する専門員及び生活支援員とは異なり、本人の立ち位置に立って本人の意向、選好及び価値観に根差した意思決定を支持する役割を持つ者が関与できる仕組みを設けるべきとの指摘がある。

【今後の対応】

- 地域を問わず、一定の水準で日常生活自立支援事業が実施されるよう、厚生労働省においては、これまでの調査研究事業等で指摘されている課題（利用対象者の偏り（他の福祉施策との役割分担を含む）、利用手続に時間がかかること、サービス内容・利用手続に関する都道府県ごとの運用の違い、専門員や生活支援員の人材不足、都道府県社会福祉協議会が契約締結審査会を担う負担、実施主体が市町村でないことにより成年後見制度との連携に支障があること、都道府県の財政支援が十分でないこと等）に対応していくため、日常生活自立支援事業の利用状況等を適切に把握・分析しつつ、意思決定支援が適切に確保される仕組み、実施主体の在り方や財源確保のための検討とともに、日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る必要がある。

  併せて、成年後見制度の見直しに関する調査審議の状況や「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実績等も踏まえつつ、厚生労働省においては、成年後見制度と日常生活自立支援事業との今後の役割分担を整理した上での事業内容の見直しや利用契約の在り方等、日常生活自立支援事業の在り方の見直しや拡充についても検討する必要がある。
- 令和４年度及び令和５年度に実施した社会福祉推進事業の結果や現場の声等を踏まえ、厚生労働省においては、地域を問わず一定の水準で日常生活自立支援事業を利用できる体制を目指すための更なる運用改善に向け、日常生活自立支援事業実施のための手引き・様式の改定等を早急に進める必要がある。併せて、日常生活自立支援事業におけるキャッシュレスに対応した支援の在り方についても、検討を進める必要がある。

・　また、厚生労働省においては、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業と日常生活自立支援事業等との連携を推進するため、関係機関への周知等が必要である。

② 新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。以下同じ。）が、本人の権利擁護支援として展開されるよう、厚生労働省において、意思決定支援等を確保しながら取組を広げるための方策等について検討が進められている。また、関係省庁において、身寄りのない人も含め、誰もが地域において安心して暮らすことができるような取組も進められている。

【施策の進捗状況】

・　厚生労働省においては、令和４年度から開始した「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を通じ、「本人への意思決定支援や事業運営の透明性や信頼性を確保しながら、簡易な金銭管理など身寄りのない人達への生活支援のサービスを利用できるようにするための取組（テーマ２）」の促進を図っており、実践事例を通じた課題の把握等を進めている（実施自治体：令和４年度７自治体（長野市・豊田市・八尾市・藤沢市・黒潮町・古賀市・京極町）、令和５年度９自治体（長野市・豊田市・八尾市・藤沢市・黒潮町・古賀市・京極町・山口市・大川市））。

また、厚生労働省における令和５年度委託事業「成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等一式（以下「令和５年度委託事業」という。）」により、持続可能な権利擁護支援モデル事業の実践事例について把握を行うとともに、取組拡大に向けて解消すべき課題の整理や効果的方策の検討を行った。

さらに、厚生労働省においては、令和６年度から、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業（以下「身寄りモデル事業」という。）として、身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的マネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し、課題の整理等に向けて取り組んでいる。

併せて、総合的な権利擁護支援策の充実については、令和４年度から令和５年度までの間に、「総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・

グループ」を計３回開催し、モデル事業参加自治体から取組状況の報告等が行われた。

こうした経緯を経て、令和６年６月、厚生労働省において「地域共生社会の在り方検討会議」を立ち上げ、新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援について検討が進められている。

・　障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、公的機関及び民間事業者において合理的配慮の提供が進むよう、内閣府及び各府省庁が連携し、事業所管ごとの相談窓口の明確化、障害者差別に関する相談を適切な相談窓口等に取り継ぐ「つなぐ窓口」の開設等、相談体制の整備を進めるとともに、合理的配慮の事例等を収集・整理してデータベース化し公表する等、周知啓発等を実施している。

・　身寄りがない人等であっても、地域において安心して暮らすことができるよう、関係省庁において、以下の取組が実施されている。

ⅰ　厚生労働省においては、介護保険施設への入所等希望者に身元保証人等がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しないことを示した「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」（平成 30 年８月 30 日付厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知）について、毎年、地方公共団体担当課長会議において周知を図っている。

ⅱ　厚生労働省においては、入院による加療が必要であるにもかかわらず身元保証人等がいないことのみを理由に入院を拒否することは医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第１項に抵触することを示した「身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成 30 年４月 27 日厚生労働省医政局医事課長通知）について、引き続き、周知を図っている。さらに、令和４年７月に「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく事例集」の公表を行っており、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（令和元年５月公表）と併せ、地方公共団体担当課長会議や市町村セミナーにおいて周知を図っている。

ⅲ　国土交通省においては、平成 30 年３月、公営住宅管理標準条例（案）における保証人に関する規定を削除する改正を行い、公営住宅を管理する地方公共団体に対する保証人規定の見直しの要請や

研修等の場を通じた周知を図っている。

ⅳ　また、総務省においては、令和５年度に、「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果報告書」（令和５年８月総務省行政評価局）を公表している。さらに、「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議とりまとめ」（令和５年 12 月）において、身元保証事業者について「契約手続や事業者が開示すべき事項等を定めた利用者の適切な事業者の選択に資するガイドラインの策定等、政府全体として課題への対処、整理が必要な状況」とされたことを受け、関係省庁においては、高齢者等終身サポート事業について、適正な事業運営を確保しつつ、事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるように、令和６年度に「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」（令和６年６月）の策定を行い、その周知・徹底に取り組んでいる。

【中間年度における評価】

・　新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援を検討する観点から、令和４年度以降、「総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ」において議論が行われるとともに、厚生労働省においても、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を開始し、モデル事業の取組拡大に向けて、令和５年度委託事業において財源確保策の検討等解消すべき課題の整理や効果的な方策の検討を行う等、取組を広げるための検討が一定程度進められてきた（専門家会議委員から出された主な意見は別紙１参照）。

これらの取組を通じて、モデル事業に関して、第三者による預金引出しについて、市町村単位の努力だけでは金融機関の理解・協力が得られないこと及びこれに端を発し、日常的金銭管理サービス事業者の確保が困難であり、意思決定サポーターや監督・支援団体に期待される具体的な役割・立ち位置が明確にならないこと、意思決定サポーターの養成が進まないこと等の課題が把握された。一方で、モデル事業の実施状況を踏まえて、モデル事業の全国展開等の総合的な権利擁護支援策に関して新たな支援や制度が必要である、日常の金銭管理に関して必要な支援を受けられる体制の整備及びその際の意思決定支援の確保が重要である、意思決定支援の役割を担える市民の育成が大事である等の意見があった。

これらを踏まえて、令和６年６月に厚生労働省が立ち上げた「地域共生社会の在り方検討会議」において、総合的な権利擁護支援策について

の検討を進める取組が行われている。

ただし、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるための運営の透明性や信頼性の確保の方策については検討が十分ではない。また、頼れる身寄りがない人の支援策については、資力の有無にかかわりなく支援を受けられる仕組みの構築を目指すべきではないかとの指摘がある。

・　合理的配慮の理解浸透や身元保証が不要であることを前提とする周知等については、関係省庁によって継続的な取組が実施されている。

一方で、身元保証については、介護施設等において身元保証人を必要としない体制づくりに向けた検討を行う必要があるとの指摘や、上記の「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果報告書」において、身元保証人が求められている現状に係る地方公共団体等の意見として、「厚生労働省からの通知により保証人等がいないことを理由に医療機関への入院や介護施設等への入所を断ることはできないはずだが、現状ではいまだに保証人等を求められることが多い。」との指摘がある。

また、高齢者等終身サポート事業については、運営の透明性や信頼性確保の方策については検討が十分でないことや、監督省庁が定まっていないこと等の課題についての指摘がある。

このほか、令和５年度委託事業では、持続可能な権利擁護支援モデル事業実施自治体の取組を通じて、身寄りを頼れない人の生活支援において、予納金等入院費用の支払いや、医療機関内における同席（検査の待ち時間も含む）の課題が指摘されている。

【今後の対応】

・　総合的な権利擁護支援策の充実については、上記の「地域共生社会の在り方検討会議」において、これまでの専門家会議における検討結果や同会議委員から出された意見（別紙１参照）等を十分に踏まえつつ、令和７年夏目途のとりまとめに向けて検討を進め、令和７年夏以降、関係審議会での議論を経て、厚生労働省において、その結果を基に、新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方、中核機関の位置付け等について、所要の対応を行う必要がある。併せて、身寄りモデル事業を踏まえた今後の取組の在り方についても、一体的に検討を進める必要がある。

生活支援等のサービスが本人の権利擁護支援として展開されるための意思決定支援の在り方について検討を行うに当たっては、市民感覚・

当事者目線に基づき本人の意向、選好及び価値観に根ざした本人の意思決定に寄り添う、権利擁護支援における役割を考慮した市民・ピアサポートの参画や、意思決定支援の確保に関して協働しつつ相互に牽制し合う支援チームの形成、関係性の濫用等が生じた場合に適時・適切に調査・介入できる権限を有する機関の存在等を十分考慮し、意思決定支援の確保を目的とした相互牽制機能（意思決定における本人の自律性と主導権を確保するため、意思決定支援に関わる複数の主体がそれぞれ独立した立場から確認、評価し合うことにより、本人の意思決定を支援する枠組みの透明性を確保し、もって本人の意思決定に対する関係性の濫用及び不当な影響力の行使を抑制する機能）の確立が十分に図られる必要がある。併せて、市町村の関与がある場合の市町村への財政支援も検討が必要である。

・　判断能力が不十分な者を地域で支えていくには、預貯金の取扱いを含めた財産管理をどのように支援していくかが重要であるところ、第三者の支援による本人の預貯金の引き出しについて金融機関の理解が得られないとの指摘があること等を踏まえ、金融庁及び厚生労働省においては、金融機関における権利擁護支援の実践への連携・協力を果たす取組について、理解と周知が図られるよう連携して取り組んでいく必要がある。

・　誰もが地域において安心して暮らすことができるよう、関係省庁においては、身元保証が不要であることについて、様々な機会を捉え、各種通知やガイドライン等の周知を継続する等、引き続き、周知を行っていく必要がある。

また、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにするため、関係省庁においては、引き続き「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の周知・徹底に努めるとともに、同ガイドラインの履行を確保するための方策について検討する必要がある。

さらに、上記の頼れる身寄りのない人の生活支援における入院費用の支払等の課題に関する指摘も踏まえ、厚生労働省においては、身寄りモデル事業の取組を深めていく必要がある。

③　都道府県単位での新たな取組の検討

寄付等の活用により多様な主体が権利擁護支援の取組に参画する方策や公的な関与の下での支援困難事案等の法人後見を実施する方策等、都道府県単位での新たな取組の検討を進める観点から、厚生労働省において、

以下の検討が進められている。

【施策の進捗状況】

厚生労働省においては、令和４年度から開始した「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を通じて、寄付等の活用による多様な主体の参画を促進する観点から「民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組（テーマ３－１）」を、公的な関与による後見の実施を促進する観点から「虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難事案について、都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を行う取組（テーマ３－２）」を実施しており、実践事例の拡充に努めている（モデル事業（テーマ３－１）実施自治体：令和４年度１自治体（長野県））。

また、令和５年度委託事業において、上記テーマ３－１に関して、都道府県が取り組む上での課題等の整理も行った。

【中間年度における評価】

持続可能な権利擁護支援モデル事業のテーマ３－１は、都道府県単位で寄付を集め、都道府県内の権利擁護支援団体（市町村社会福祉協議会や法人後見実施団体等）に分配するということに、都道府県が取り組む有用性が理解されにくいこと、テーマ３－２は、都道府県が虐待等の個別事案への直接的な支援を行う経験や、法人後見業務に関与する等の経験もほぼ無いということ等から取組の広がりが難しいことが確認されており、この２年間でモデル事業の実践事例がテーマ３－１の１件しかなく、都道府県単位での新たな取組の検討について、厚生労働省において、十分な検討が積み上げられてきたとは言えない。

また、都道府県からは、テーマ３－２について、公的関与が必要な法人後見の在り方と、一般的な法人後見の担い手の育成とは分けて考えるべきではないかとの意見もあった。

なお、テーマ３－１の１件については、本モデル事業の実施を経て、自主的な取組として実践されていることが確認された。

【今後の対応】

今後、誰もが判断能力が不十分となる可能性があり、また、認知症高齢者の急激な増加に向き合うために、「新しい認知症観」への理解を地域住民や企業等が深めつつ、権利擁護支援の充実に向け多様な主体の積極的

な参画と適切な役割を発揮できる取組や、虐待等の個人の後見人等や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難な事案についても都道府県等の適切な関与を受けつつ法人後見を実施できる体制を都道府県単位でどう整備していくか、また、権利擁護支援の柔軟な対応を可能にするための資金をどう調達していくかは重要な課題である。

厚生労働省においては、持続可能な権利擁護支援モデル事業のテーマ３－１の取組は、自走している事例があることから、その進捗状況を確認しつつ、その効果や課題の周知を図る必要がある。また、テーマ３－２の取組は、令和６年度に新たに取り組む都道府県が出てきたことから、その取組を通じて課題等の検証を行い、専門機関との連携の体制づくりの在り方等、他の都道府県の取組につながるよう検討を進めていく必要がある。

２　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

成年後見制度の運用改善については、尊厳ある本人らしい生活を継続するために、（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透、（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等、（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和、（４）各種手続における後見事務の円滑化等、という４つの課題を掲げ、関係省庁等や専門職団体等において、以下のような具体的な施策を進めている。

（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透について

意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であり、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐこと等ができるようになるほか、本人の自己決定の尊重や、本人の意思及び選好や価値観を適切に反映させることができるよう、後見人等を含む支援チームが意思決定支援の実践に取り組み、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現のため、関係省庁等、地方公共団体及び専門職団体が連携しつつ、本人の特性に応じた意思決定支援という考え方の浸透に努めている。

【施策の進捗状況】

・　厚生労働省においては、令和４年度に、各種意思決定支援ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方について整理した資料「LIFE～意思決定支援の基本的考え方～（以下「LIFE」という。）」を新たに作成し、公表を行った。さらに、様々な分野においてLIFEの研修資料・動画が活用されるよう周知を図った。

・　厚生労働省においては、成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透のため、以下の取組を実施している。

ⅰ　成年後見制度利用促進ポータルサイトにおいて、意思決定支援に関する特設ページを設け、各種パンフレットやガイドライン等を掲載するとともに、具体的な事例の紹介を通じて、意思決定支援について総合的に考えることができるようにする等の工夫を行っている。

ⅱ　都道府県担当職員や専門アドバイザーに対し、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に関する研修を行う際のポイントや、意思決定支援に関わる相談事例の対応方法等を内容とする「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」を実施している。

ⅲ　「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づき、市民後見人・親族後見人・専門職後見人等を対象とした「後見人等への意思決定支援研修」を実施している。

ⅳ　「都道府県による意思決定支援研修等推進事業」の実施を通じて、都道府県による地域連携ネットワーク関係者に対する意思決定支援研修の実施を促進している。

・　厚生労働省においては、介護・障害・生活困窮・地域共生・医療等の各分野においても、研修・会議等の様々な機会を活用して、継続的に意思決定支援の浸透に向けた取組を実施している。

高齢者分野については、令和５年度に、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの活用状況や研修内容についての調査を実施した。その結果、意思決定支援に関する研修を実施している又は実施したことがあると回答した都道府県及び政令指定都市のうち、実技等も踏まえ、意思決定支援研修として独立して企画・実施する独立型研修を実施しているところが１割未満、他の研修に組み込んで基礎的な内容のみの研修としているところが８割程度あることが明らかとなった。また、令和６年の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和５年法律第 65 号）の施行に伴い、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの改訂及びモデル研修を実施している。

障害福祉分野については、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害福祉サービス事業等の指定基準に、「事業者は、利用者の意思決定支援に配慮すること」を明記する等、意思決定支援ガイドラインの内容を踏まえた見直しを行った。

生活困窮分野については、就労支援員・就労準備支援事業支援員初任

者研修において意思決定支援に関する説明を行うとともに、「困窮者支援情報共有サイト～みんなつながるネット～」にLIFEを掲載し、常に支援員が確認できるようにしている。

地域共生分野については、包括的な支援体制の整備に携わる市町村職員等を対象とした重層的支援体制構築推進人材養成研修においてLIFEの動画配信を行ったり、生活保護ケースワーカー対象の全国研修において意思決定支援研修のオンデマンド配信を継続したりしている。

また、医療分野については、地方公共団体担当課長会議において、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人の支援に関するガイドライン」及び事例集等について周知し、地方公共団体においてもその内容をさらに現場に浸透させるため、引き続き周知を行うことや、身寄りがない人が適切な医療を受けることができるよう、協力を依頼している。

・　金融庁においては、令和６年４月、金融機関に対し、LIFE等について周知を行った。

・　最高裁判所においては、制度運用上の対応として、身上保護や意思決定支援に関する報告項目を新設する等の後見等事務報告書式の見直しを実施した（令和７年４月から全国一斉に開始する予定。）。

権利擁護支援を行う３つの場面における「支援」機能を強化するためには、福祉・行政等と家庭裁判所との間で相互理解を図ることが求められているところ、家庭裁判所に対しては、地域の関係者による意思決定支援の取組、日常生活自立支援事業等の後見等開始申立て前における権利擁護支援の内容を理解することが期待されている。このような観点を踏まえて、家庭裁判所においては、意思決定支援を含めた権利擁護支援の理解を深める観点から、外部講師を招聘して研修を実施していることに加え、厚生労働省が実施する都道府県交流会や、地方公共団体が主催する意思決定支援研修に職員がオブザーバー参加したり、地域における関係機関との意見交換を行ったりする等、様々な取組を実施している。

・　専門職団体においては、以下の取組が実施されている。

研修制度において「意思決定支援」に関するプログラムを追加し、後見人等候補者名簿の登録要件に位置づけ、あるいは、同名簿の更新研修に位置づける等により、所属会員への研修受講を促進している。

また、セミナー等での啓発や都道府県ごとの自主的取組を展開するほか、意思決定支援研修への講師派遣等にも取り組んでいる。

【ＫＰＩの達成状況】

都道府県による意思決定支援研修の実施状況については、令和６年４月１日時点で 47 都道府県中、34 都道府県(約 72.3%)となっている。

【中間年度における評価】

・　厚生労働省において、各種意思決定支援ガイドラインに共通する意思決定支援の考え方を整理した資料（LIFE）を作成し、公表・周知を行うとともに、関係省庁等や専門職団体において、それぞれ意思決定支援の浸透に向けた取組が実施されている。

しかし、高齢者分野では、基礎的な内容のみの研修としているところも多く、十分な研修が行われていない。障害福祉分野では、意思決定支援専門コース別研修として 22 都道府県での実施に留まっている。

また、市民後見人や法人後見における意思決定支援の研修内容やガイドラインの活用状況についての実態は把握されていない。

・　都道府県による意思決定支援研修の実施状況については、都道府県が研修の実施に至らない要因として、研修の企画（対象者・内容や講師の調整等）が難しい、市町村からの研修実施に関する要望を待っているといった課題が確認されている等、十分な取組が実施されているとは言えず、ＫＰＩを達成できない見込みである（なお、令和６年４月１日時点で研修未実施の 13 都道府県中、９都道府県が令和６年度実施予定の意向である。）。

【今後の対応】

・　厚生労働省においては、成年後見制度利用促進ポータルサイト上の情報提供の充実等を図りながら、都道府県が、権利擁護支援に関わる専門職団体、関係機関、当事者団体等の幅広い関係者に向けた意思決定支援研修を実施できるよう、「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」等を更に充実していく必要がある。

なお、「後見人等への意思決定支援研修」の実施に当たっては、見直し後の後見等事務報告書式が令和７年４月から全国で運用開始されることを踏まえ、後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を遂行できるよう、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン及び所定のアセスメントシートが適切に活用されるような研修とすることに留意する必要がある。

また、高齢者分野において、独立型研修の更なる実施に向けた取組が必要である。加えて、市民後見人における意思決定支援の研修内容等の

実態を把握する必要もある。さらに、認知症の人や家族等に対し、本人ミーティングや認知症カフェ等の場を活用しながら意思決定支援について広く普及を図るとともに、認知症ケアパスにも意思決定支援の内容が盛り込まれるよう、普及啓発を行うことで、意思決定支援の重要性の理解促進を図ることが期待される。また、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインについて、意思決定支援に関する専門職向けのリーフレットを作成し、それを活用した普及啓発を推進することも期待される。

障害福祉分野において、意思決定支援の研修内容等の実態を把握し、意思決定支援専門コース別研修の更なる実施に向けた取組や、研修における障害当事者やピアサポーター等との連携を進める必要がある。また、障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについては、障害者権利条約及び令和４年 10 月の障害者権利委員会からの総括所見、並びに障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の趣旨を踏まえた改訂も含め、見直しを検討する必要がある。

・ 意思決定支援に関する研修を実施していない都道府県が抱える課題（研修の企画が難しい、市町村からの要望を待っている等）に関し、厚生労働省においては、都道府県に対して、国が実施する意思決定支援研修や同研修を受講した専門アドバイザーについての情報提供、研修実施の必要性の周知を行い、研修未実施の都道府県が早急に研修を実施できるよう支援する必要がある。

意思決定支援に関する研修を実施していない都道府県においては、上記の国の支援も活用しながら、早急に研修を実施する必要がある。また、意思決定支援に関する研修を実施している都道府県においても、研修を継続することが期待される。

・ 関係省庁においては、当事者の視点が重要であることを踏まえ、研修講師に迎えたり、より意思決定支援に焦点を当てた内容への見直しを行ったりする等、引き続き、研修や各種周知活動の実施等を通じて、様々な分野における意思決定支援の浸透を図っていく必要がある。

・ 身上保護事務については、その結果のみならず、一連の身上保護事務のプロセス全体を見た上で適切に監督されることが、後見人等の意思決定支援に対する意識の向上の契機となり得ると考えられるところ、家庭裁判所には、意思決定支援やチームによる支援についての理解を深めるとともに、司法機関としての立場から、身上保護事務につき、引き続き、適切に監督を行うことが期待される。

・ 専門職団体においては、引き続き、会員に対し、意思決定支援に関す

る研修受講を促進するとともに、その専門性を活かし、更なる意思決定支援の浸透に向けた取組の実施が期待される。

（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等について

全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするためには、権利擁護支援チームの形成支援・自立支援の過程において、後見人等に関する本人・親族等や支援者の意向等も踏まえた支援方針の検討・調整等が行われ、その情報が家庭裁判所に示されることを通じ、後見人等の選任や交代が適切に行われることが望ましい。また、適切な後見人等の選任・交代のためには、後見人等に対して適切な報酬が支払われることも重要となる。これらを踏まえ、関係省庁等、地方公共団体及び専門職団体において、以下のような取組を行っている。

①　家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

後見人等の選任・交代は、家庭裁判所の判断事項であるが、後見人等の受任者調整等によって、権利擁護支援チームの形成支援機能が発揮され、家庭裁判所が同支援機能により示された情報を十分に考慮した上で適切な後見人等の選任・交代を判断することによって、後見人等の選任後の円滑なチームによる支援につながり、本人中心の権利擁護支援が実現されることになる。

【施策の進捗状況】

- 受任者調整の意義や重要性に鑑み、市町村や都道府県においては、市町村長申立事案の検討会議や中核機関がコーディネートする申立て支援の検討会議において、適切な推薦候補者の検討を行う等の受任者調整の取組が各地で広がり始めている。

  また、このような受任者調整等による権利擁護支援チームの形成支援機能の意義や重要性に鑑みて、家庭裁判所では、受任者調整会議の見学等の取組を通じて、受任者調整に関する理解を深めている。
- 平成 31 年（令和元年）から令和５年までの間における全国の市民後見人の選任件数の平均は約 308 件／年であり、選任全体に占める平均割合は約 0.8%／年である。なお、同期間において市民後見人の選任がない家庭裁判所は 12 庁である。
- 地域の実情に応じて、一部の家庭裁判所では、親族後見人を選任した上で、一定期間の後見監督人による助言指導により職務に習熟しても

らうための取組が行われており、親族後見人が候補者として挙げられている事案では、８割以上で親族後見人が選任されている。なお、家庭裁判所が、不正事案への対応のために、親族後見人の選任をしない等の実情はない。

・　本人の状況の変化等を踏まえた後見人等の柔軟な交代を可能とする観点から、地方公共団体や家庭裁判所において、以下のような取組が行われている。

ⅰ　家庭裁判所において市民後見人の選任がふさわしい事案については市民後見人候補者から後見人等を選任することができるよう、①家庭裁判所との協議の場を増やし、市民後見人候補者イメージの共通認識を深めるとともに、②本人の状況を整理し、支援方針等の検討の標準化・可視化を図る「受任チェックリスト」を作成し、後見人等の選任申立の申立書に添付することにより、後見人等の候補に至った経緯や内容を家庭裁判所に対して情報提供している中核機関がある。

ⅱ　定期的な会議を通じて都道府県社会福祉協議会及び家庭裁判所との緊密な連携を図るとともに、都道府県が声かけを行い、市町村が実施主体として開催する圏域別意見交換会において、受任者調整や後見人等の交代について、イメージし易いように事例を通じて考え方を学んだり、家庭裁判所の選任イメージを共有するといった取組を積み重ねることにより、中核機関の整備や、都道府県社会福祉協議会及び家庭裁判所との連携を図ることで、本人への適切な支援が可能となり、市民後見人等への交代も進めやすくなるといった認識の共有を図っている都道府県がある。

ⅲ　市民後見人がふさわしい事案における市民後見人の選任という観点から、家庭裁判所においては、柔軟な選任形態（複数選任や後見監督人の選任等）とする等の運用上の工夫が行われている。また、複数の家庭裁判所において、専門職団体や中核機関との意見交換や、関係機関との市民後見人リレーフローの共有等の取組を通じて、市民後見人へのリレーを可能とする環境づくりにも努めている。

【中間年度における評価】

家庭裁判所において、司法機関としての立場から可能な範囲で、現行法の枠組みの中で様々な工夫が行われているが、適切な選任のための自律的な検討がなお期待される状況にある。

家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代を推進するためには、家庭裁判所の自律的な検討や専門職団体による候補者調整等の取組だけに委ねられるべきものではなく、申立てに至るまでに、地域連携ネットワークの一員である市町村・中核機関が専門職団体等と連携して果たす権利擁護支援チームの形成支援機能により、権利擁護支援の方針の検討・適切な申立ての調整・権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援がなされることが重要である。こうした権利擁護支援チームの形成支援機能の一環として行われる受任者調整の取組については、市町村長申立以外の事案も対象に実施している地域もあれば、受任者調整を全く実施していない地域もある等、現状では地域差が大きい。受任者調整を実施している場合であっても、会議の構成員、対象事案の範囲、調整基準の有無、家庭裁判所や関係団体との情報共有の有無等の実施方法は、地域ごとに様々である。

また、家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代を行うに当たっては、専門職団体による候補者推薦の取組も重要である。

さらに、後見人等の交代については、本人の意向や環境の変化等の事情を踏まえて、後見人等が自発的に交代に応じることもあるが、本人や後見人等以外の権利擁護支援チームの構成員が後見人等の交代を望んでいるにもかかわらず、後見人等の理解を得ることができないため、交代が実現できずに苦慮している実情があるとの指摘もある。

【今後の対応】

- 後見人等の選任・交代は、家庭裁判所の判断事項であるものの、適切な後見人等の選任・交代が図られるためには、地域連携ネットワークにおける受任者調整会議の設置（市町村単位での設置のほか、圏域単位や都道府県単位の協議会の活用を含む。）、権利擁護支援方針の検討、地域連携ネットワークの関係者・後見人等候補者との各種調整の実施、権利擁護支援チームによる支援開始後における中核機関や専門職団体等によるバックアップ等、権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能の充実に向けた環境の整備が重要であり、市町村・中核機関、都道府県及び専門職団体等の地域連携ネットワークの関係者においては、権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能の強化に向けた取組が求められる。
- 厚生労働省においては、適切な後見人等の選任・交代のためには地域連携ネットワークにおける権利擁護支援チームの形成支援機能の一環として行われる受任者調整の充実が求められるため、市町村規模に応

じた受任者調整の実施体制のパターンや都道府県単位・圏域単位での取組方策、受任者調整に必要となる情報の整理、福祉・行政等によるチームの形成支援の観点からの後見人等候補者の選定の目安・考え方の整理、地域連携ネットワークの関係者との共通認識の醸成に向けた取組の在り方等に関する手引きを作成するとともに、必要に応じた都道府県の協議会の活用等も促しながら、各地域における権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能の強化に向けた取組を更に促進する必要がある。

・　本人や後見人等以外の権利擁護支援チームの構成員が後見人等の交代を望んでいるにもかかわらず、後見人等の理解を得ることができないため、後見人等の交代が実現できずに苦慮している実情があるとの指摘への対応については、まずは、権利擁護支援方針の検討の際に、対応すべき課題、後見人等に求められる役割、課題解決後の後見人等の交代の方向性等について、権利擁護支援チームにおいて確認し、後見人等の選任後の権利擁護支援チームによる支援の開始の際に、支援方針や役割分担の再確認とともに、支援の実施状況や課題の解決状況等を確認する時期を定めておくことを基本としつつ、本人に対する適時のモニタリングを通じて、必要に応じ本人に対する支援の在り方を見直すとともに、後見人等の交代の検討や調整を行うことが重要である。

　これに加え、権利擁護支援チームにおいて、後見人等に明らかな不適正・不適切な事務が疑われる事案を発見した場合には、家庭裁判所に対して適時・適切に連絡を行うとともに、権利擁護支援チームの自立支援を行うに際して、後見人等の交代が必要と思われる場合には、適時の交代につなげられるよう、後見人等の辞任・選任の申立てに係る必要な調整ができる体制を構築することが望ましい。なお、解任権等の判断作用を背景に後見人等の監督を行うという司法機関としての性質上、家庭裁判所では、後見人等に不適正・不適切な事務が認められない限り、後見人等に対して辞任を促すことができないことについては留意が必要である。

　また、厚生労働省においては、後見人等の交代に関し、現行制度上での運用上の工夫により対応できない事案等について、事例の収集等を行うことが期待される。

・　家庭裁判所においては、権利擁護支援チームの形成支援の観点を踏まえた受任者調整会議の意義や同支援の重要性について、同会議の見学等の取組を通じて理解を深める等、引き続き、相互理解を基盤とする地域連携の取組を続けることが期待される。また、最高裁判所において

は、家庭裁判所に対して、①選任の判断に当たり受任者調整会議の結果等権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報を十分に考慮することの重要性や、②地域において選任の考慮要素や後見人等候補者イメージを共有することの重要性について、引き続き周知することが期待される。

なお、適切な選任等のためには、後記４（２）及び４（３）②のとおり、専門職の質の向上や担い手の育成、報酬助成といった関係省庁及び専門職団体による環境の整備が必要不可欠である。家庭裁判所においては、専門職団体における研修や市民後見人養成研修等、関係機関が行う担い手の確保・育成等の推進の取組についても引き続き積極的に協力することが期待される。

② 後見人等に関する苦情等への適切な対応

後見人等に関する苦情等には、後見人等の不適正・不適切な職務に関するものだけでなく、後見人等が本人・親族等や支援者の意向等に沿わないことへの不満、本人・親族等が成年後見制度・実務への十分な理解がないこと、本人や支援者とのコミュニケーション不足によって生じる意見の食い違い等様々なものがある。このことを踏まえ、関係省庁等、地方公共団体及び専門職団体が連携協力して、苦情を生じさせないための土壌を形成するとともに、苦情等に適切に対応できる連携のしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

【施策の進捗状況】

・ 後見人等に関する苦情等への対応等、対応困難事案に関して、市町村・中核機関が関係機関・関係団体と連携しながら対応できるようにするための方策については、「地域連携ネットワークワーキング・グループ」において、令和４年度から令和５年度までの間に、計４回の議論が行われた。同ワーキング・グループにおいては、後見人等に関する苦情等に対応する各関係機関の役割を踏まえた連携体制を明確にするとともに、後見人等を含む適切な権利擁護支援チームによる支援を確保することによって、本人を中心とした権利擁護支援の推進を図る観点から、「後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー（案）」を作成し、モデルとなる地域で試行を行った結果、中核機関と専門職団体が適切に連携することによって、後見人等の交代に至った事案があった。その際、最高裁判所において試作した専門職後見人等の不適正・不適切な事務に関する連絡シートが利用された。

・　また、「後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー（案）」の試行を踏まえ、厚生労働省においては、地域での取組が進むよう、令和６年度、「中核機関コーディネート機能強化事業」の支援メニューに、後見人等の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築等を内容とする取組を追加し、これを活用して、対応困難事案に対応するための関係機関間の連携に向けて一部の市町村が取り組み始めている。

【中間年度における評価】

・　対応困難事案への対応に関して、「地域連携ネットワークワーキング・グループ」において試行を行った結果、現時点で、全国一律の連携フローを画一的に運用することは困難であり、当面は地域の実情に応じた形で関係機関間の相互理解を深める取組を進めていくことが肝要とされつつ、今後の課題として、以下の指摘がされた。

ⅰ　苦情と呼ばれるものについて、背景事情が異なる区分け、類型を整理することが大切であること。

ⅱ　成年後見制度の利用前に、本人のみならず家族を含めた課題が整理され、本人について、成年後見制度の利用の必要性を含めた支援方針の検討を行うとともに、権利擁護支援チームの形成支援を踏まえた受任者調整がなされる等、苦情等を生じさせないための土壌の形成が大切であるとともに、苦情等が生じた場合の体制づくりもまた必要であること。

ⅲ　本人のニーズに即して対応するためには、本人の関与・当事者視点が必要であること。

ⅳ　本人に情報提供の同意が得られない場合等、他機関との情報のやり取り、個人情報の取扱いが課題であること。

ⅴ　後見人等も含めた権利擁護支援チームとしての対応方法を見直すためのしくみ（権利擁護支援チームの自立支援機能）が必要であること。

ⅵ　中核機関を法定の機関として位置付け、その役割や機能を明らかにする必要があること。

ⅶ　不適正・不適切な後見事務を疑わせる具体的事情がある場合でも、地域全体としてどのような解決を図ることが適切かという観点から、関係機関が連携して対応することが有効であること。

・　なお、後見人等に関する苦情等の中には、後見人等に本人の意思の尊重やチーム支援の意識が十分に備わっていないことに起因するものも見受けられ、後見人等の質の向上を図ることも重要である。

・　また、上記「中核機関コーディネート機能強化事業」に追加された支援メニューにより、現在、関係機関の相互理解の促進や対応困難事例における連携方法等を検討するための会議を設置し、中核機関におけるコーディネート機能の強化に取り組んでいる市町村がある。

【今後の対応】

・　本人や支援者に成年後見制度やその実務への十分な理解がないことや、本人や支援者と後見人等との間のミスマッチやコミュニケーション不足等による苦情等を生じさせないためには、権利擁護支援の検討に関する場面における権利擁護の相談支援機能が十分に発揮されることや、成年後見制度の利用の開始までの場面において、後見人等の受任者調整等によって、権利擁護支援チームの形成支援機能が十分に発揮されることが重要であり、また、家庭裁判所が同支援機能により示された情報を十分に考慮した上で適切な後見人等の選任を行うこと（苦情を生じさせないための土壌づくり）が期待されるが、この点については、２（２）①を参照。

　また、苦情となる前の意見・要望を発信しやすい環境を形成することも重要である。

　さらに、寄せられた苦情等について、苦情等の性質や苦情が寄せられた機関の性質に鑑み、必要な範囲で適切に対応することが期待される。

　また、苦情を生じさせないための土壌を形成するとともに、後見人等も含めた権利擁護支援チームとしての対応方法を見直すためのしくみづくりのためには、権利擁護支援チームの形成支援のみならず、同チームの自立に向けた支援が適切に行われることが重要であり、市町村・中核機関、都道府県及び専門職団体等の地域連携ネットワークの関係者においては、引き続き、権利擁護支援チームの形成支援及び自立支援に向けて取り組むことが期待される。

・「後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー（案）」は、モデルとなる地域で試験的に運用するために作成されたものであり、体制整備の状況や関係機関間の連携の現状については、地域差もあることから、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県等においては、地域の実情に応じて、関係機関が果たすべき役割や苦情対応の実情につき、関係機関間の相互理解を深めるとともに、以下の取組を進めていくことが期待される。

　ⅰ　市町村・中核機関においては、苦情等が権利擁護支援チームとしての対応方法を見直すための契機の一つともなることを踏まえ、

その規模や地域の実情に応じ、身上保護に関する支援への苦情を含めた後見人等や権利擁護支援チームの関係者からの相談に適切に対応し、必要な周知を図ること。

ii　市町村・中核機関においては、苦情等の発生を未然に防止する観点から、専門職団体と連携しつつ、権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能が適切に発揮されるよう、必要な支援を行うこと。

iii　各専門職団体においては、各地域の実情に応じて、市町村・中核機関から各専門職団体に期待される対応イメージの共有を受け、団体ごとの特質や規模に応じて必要な相談窓口・相談体制を整えること。

iv　家庭裁判所は、不適正・不適切な後見事務がある場合に、司法機関としての立場から、適切に対応すること。

v　後見人等に関する相談・苦情等の中には、市町村・中核機関及び専門職団体が連携することにより、権利擁護支援チームの形成支援・自立支援が必要な場合に適切な対応がなされ、また、家庭裁判所が不適正・不適切な後見事務がある場合に適切な対応がなされることが必要な場面もあることから、市町村・中核機関及び家庭裁判所において、相互に適時・適切に連絡をすることができるよう、双方向の情報共有の仕組みを整えること。

vi　前記ⅰからiiiまでの各取組のため、厚生労働省においては、先行する中核機関等の取組（都道府県の関与や専門アドバイザーの活用状況等を含む。）やこれまでの対応事例等について情報収集を行い、後見人等に関する苦情等に対応する一般的な対応スキーム（苦情等の受付から関係機関の連携も含めた終結まで）について整理・検討を行い、都道府県交流会等の機会を通じて提案及び周知を行うことで、苦情等への対応の促進を図ること。

・　また、厚生労働省においては、地域での苦情等への適切な対応の促進に資するよう、「中核機関コーディネート機能強化事業」を活用した後見人等の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築等に向けた取組について、実態把握を行い、効果検証に努める必要がある。

・　なお、後見人等の質の向上に係る取組については、前記２（１）並びに後記３及び４（２）を参照。

③　適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

適切な報酬の算定、成年後見制度利用支援事業の推進等及び成年後見制

度の見直しに向けた検討について、以下のような検討が行われている。

【施策の進捗状況】

・　令和４年度から令和５年度までの間に「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ」を計４回開催し、最高裁判所から、適切な報酬算定に向けた検討について報告が行われた。また、厚生労働省及び法務省から、報酬助成の推進等について報告され、また専門職団体からは、各専門職団体が受領している報酬の実態等について報告が行われた。

・　令和６年２月に新設された法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見人等の報酬の在り方も含め、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。

　また、法務省においては、被後見人等を当事者とする民事裁判等手続を処理した法律専門職が、被後見人等の資力が乏しいために報酬を得られない事態が生じているとの指摘があること等も踏まえ、法律専門職である後見人等が民事裁判手続等を弁護士等に依頼する場合に、民事法律扶助の趣旨を没却しない範囲で、どのような場合に民事法律扶助の代理援助を利用することが必要かつ相当と認められるのかについて、法テラス・日本弁護士連合会及び最高裁判所との間で協議・検討を行っている。

・　厚生労働省においては、令和５年５月に「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」（事務連絡）を発出し、成年後見制度利用支援事業の対象として、「広く低所得者を含めること」「市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めること」等の留意事項を示すとともに、市町村における好事例の取組を周知した。

・　市町村においては、令和５年５月に厚生労働省が発出した事務連絡等も踏まえ、成年後見制度利用支援事業の要綱を改正する等、改善を図っている（市町村による成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直しに関するＫＰＩについては、後記４（３）②を参照。）。

・　最高裁判所においては、運用改善に向けた取組として、身上保護事務や意思決定支援に関する報告項目を新設する等の後見等事務報告書式の見直しを実施した（令和７年４月から全国一斉に開始する予定。）。また、報酬の算定は、家庭裁判所の判断事項であるものの、身上保護事務の報酬算定では、個々の法律行為等の結果のみに着目して評価するの

ではなく、一連の身上保護事務のプロセス全体を見て評価すること、財産管理事務の報酬算定では、資産額が非常に高額である事案については事務負担の程度等事案全体を見て評価するとともに、付加報酬については専門性を適切に評価するという観点から法テラスの代理援助立替基準を参考にすることについて、各家庭裁判所の共通認識を得た。さらに、最高裁判所においては、報酬額について、できる限り予測可能性を確保する観点から、報酬付与額の平均等の過去の実績を示すことを検討している。

【中間年度における評価】

- 成年後見制度の見直しに向けた検討の際に報酬の在り方についても検討を行うことについては、法務省において、法制審議会民法（成年後見等関係）部会等を通じて、着実に検討が進められている。
- 上記報酬の在り方の検討に併せて、厚生労働省においても、報酬負担が困難な方への報酬助成事業につき必要な対応を行う必要がある。
- 法律専門職である後見人等による民事法律扶助利用の在り方については、法務省において検討が進められているものの、計画年度中の運用の見直しも視野に入れ、早急に検討を行うべきである。
- 適切な報酬の算定に向けた検討については、最高裁判所において、後見等事務報告書式の見直しが行われ、家庭裁判所において、報酬の算定に係る今後の方向性について共通認識を得るに至る等、運用面からの改善に向けた取組も進められている。さらに、最高裁判所において、報酬付与額の平均等の過去の実績を示すことについて検討等が行われているところであり、更なる運用面の改善も見込まれる。
- 成年後見制度利用支援事業の中で、申立費用助成及び報酬助成を対象としている市町村は、令和６年４月１日時点で高齢者関係では、1,637 市町村（約 94.0%）、障害者関係では 1,645 市町村（約 94.5%）と増加している。また、成年後見制度利用支援事業を実施している市町村のうち、市町村長申立て以外にも対象を拡大している市町村は、高齢者関係と障害者関係ともに 1,241 市町村（約 72.9%）、生活保護世帯以外にも対象を拡大している市町村は、高齢者関係では 1,690 市町村（約 99.2%）、障害者関係では 1,687 市町村（約 99.1%）と増加している。他方、運用の実態については、利用支援事業の対象範囲や助成実績に地域差があること等への指摘があるため、詳細な実態を把握し、市町村への財政支援も含めた見直しが必要である。

【今後の対応】

・　法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、国内外の動向も踏まえつつ、成年後見制度の見直しに関する調査審議が行われているところであり、法務省においては、その調査審議の結果を基に所要の対応を行う必要がある。

　また、法務省においては、引き続き、総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）に基づく民事法律扶助制度に関し、法律専門職である後見人等が民事裁判等手続を他の弁護士等に依頼する場合に、代理援助を利用できる対象や要件について、計画年度中の運用の見直しも視野に入れ、早急に検討を行うべきである。

・　厚生労働省においては、市町村の成年後見制度利用支援事業の報酬助成の対象範囲や助成実績及び課題等について、速やかな実態把握の実施により地域差等について明らかにし、関係機関への情報共有等を行うとともに、全国どの地域においても、本人の所得や資産の多寡にかかわらず、制度を適切に利用するためには、国において安定的な財政支援を行いつつ、全国の助成対象者や助成額等の基準を示すべきとの指摘等も踏まえ、地域支援事業や地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応を早期に検討する必要がある。

・　各市町村においては、厚生労働省により確認された地域差等の実態に対し、必要な技術的助言等を受けながら成年後見制度利用支援事業について必要な見直しを早期に検討することが期待される。併せて、都道府県においては、管内圏域の見直し状況の共有や意見交換の場の設定等、市町村が必要な見直しを検討できるような対応を行うことが期待される。

・　最高裁判所においては、令和７年４月からの新しい報酬算定の在り方の円滑な運用開始とその定着に向け、家庭裁判所に対し、必要な支援を行っていくことが期待される。

④　適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組

　適切な後見人等の選任・交代の推進等に関し、前記①から③までの取組に加え、本人情報シート（医師に本人の生活状況を客観的に伝えることで、医学的な判断をする際の参考資料として活用される書類）の更なる活用の推進が挙げられており、最高裁判所を中心に以下の対応が行われている。

【施策の進捗状況】

・　医師に本人の生活状況等を客観的に伝え、医学的な判断をする際の

参考資料である本人情報シートの更なる活用を推進する観点から、最高裁判所においては、毎年、精神保健指定医研修会等において、本人情報シートの存在や診断書を作成する際の有用性に関する説明を実施している。また、各家庭裁判所において、医師への本人情報シートの提出について、申立人への手続案内時に説明書やフローチャートを添付して丁寧に説明する等の工夫を行っており、本人情報シートの家庭裁判所への提出割合は、現在、概ね９割前後で推移している。

なお、最高裁判所・家庭裁判所における後見申立等に関するその他の取組のうち、後見事務の報告に関する書類等の在り方に関しては、前記２（２）③を参照。

・　厚生労働省においては、後見人等の選任に係る申立て時に本人に関する情報が家庭裁判所へ適切に伝達されるよう、地方公共団体・中核機関・社会福祉協議会等の職員に対する研修において、本人情報シートの概要やその活用方法、具体的な書き方等について取り上げ、現場職員の能力向上を図っている。

【中間年度における評価】

本人情報シートの活用の促進について、本人情報シートの家庭裁判所への提出割合は、現在、概ね９割前後で推移しており、全国的に定着している状況にある。

最高裁判所においては、申立人等の事務負担の軽減や手続の迅速化の観点から、後見開始申立手続等のオンライン申立てに向けた検討を行っていくことが期待される。

一方で、福祉関係者において、本人情報シートの作成や活用への理解が不足しているとの指摘もある。

【今後の対応】

本人情報シートの活用の促進について、引き続き、各家庭裁判所において現状の取組を継続するとともに、最高裁判所においても家庭裁判所の取組の支援を行っていくことが期待される。本人情報シートは、判断能力の評価のみならず、適切な後見人等の選任を判断するためにも有益な資料となる点からも、その活用が一層期待されている。

また、厚生労働省においては、本人情報シートを記載する福祉関係者向けや、後見制度を利用する当事者や家族等の当事者団体を対象とした研修の実施の検討も必要である。

（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和等について

成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするため、不正事案の発生を未然に防止する観点から、関係省庁等及び専門職団体等を中心に民間企業の協力を得つつ、以下のような取組が実施されている。なお、地域連携ネットワークづくり関係については、後記３を参照。

① 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金は、後見人等の属性を問わず、広く後見人等による不正防止に有用であるとともに、財産管理の負担が軽減されることで親族後見人の適切な選任にも資するものであり、関係省庁等において以下の取組が実施されている。

【施策の進捗状況】

- 預金取扱金融機関において、後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入が促進されており、令和６年３月末時点の導入割合は、72.2%（個人預貯金残高ベース）となっている。なお、現時点で導入なしとする割合は 6.4%（個人預貯金残高ベース）となっており、「導入予定なし」と回答した金融機関の多くは、「営業店や担当者の事務負担が大きい、業務体制の構築が困難」、「顧客のニーズがないと考えている」等を理由として挙げている。
- 各家庭裁判所において、後見制度支援信託等の利用が相当とうかがわれる事案については、後見人等に対して、これらの仕組みを導入している金融機関の情報について案内を行っている。
- 令和５年１月、成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議が開催され、保佐・補助類型を中心とした後見制度支援預貯金の導入状況等について情報共有が行われた。同会議においても、事務負担やシステム面での負担、費用対効果といった導入に向けた課題が挙げられたが、導入に向けて検討している金融機関が存在することが確認された。

【中間年度における評価】

預金取扱金融機関における後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入割合は、令和６年３月末時点で 72.2%となっており、近年、増加傾向にあることから、金融機関における導入や改善の取組に一定の進捗があったと考えられる。

【今後の対応】

後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入の促進に当たっては、業界団体等において、留意点や事務フローの整備、裁判所との調整等、加盟金融機関へのサポートの役割が期待されるところであり、金融庁としても、関係省庁等と連携しながら、引き続き対応を促していく必要がある。

② 家庭裁判所の適切な監督に向けた取組

不正事案は減少しつつあるが、引き続き、不正防止を図る観点から、最高裁判所・家庭裁判所において、以下のような適切な監督に向けた取組が実施されている。

【施策の進捗状況】

各家庭裁判所において、後見等監督人の選任や後見制度支援信託等の利用指示等、不正防止に向けた取組を行っており、不正発生件数や被害額については、平成 26 年をピークに大幅に減少し、近年は年 100 件台後半で推移している。

最高裁判所においては、家庭裁判所に対し、個別の事情により後見制度支援信託・後見制度支援預貯金や後見監督人等の活用に向けた検討が進んでいない親族後見人等の事案についても、これらの不正防止策の適用を継続して検討することの必要性につき改めて周知した。

【中間年度における評価】

令和４年に計 191 件（被害額約７億５千万円）、令和５年には計 184 件（被害額約７億円）と微減であり、下げ止まっている状態ではあるものの、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行された平成 28 年（計 502 件（被害額約 26 億円））と比較すると、不正防止に向けた裁判所の取組が効果を上げていると評価できる。

【今後の対応】

最高裁判所においては、引き続き、不正防止に向けた取組を継続させることが期待される。また、金融庁においては、金融機関における保佐・補助類型を対象とする後見制度支援預貯金の導入の検討状況を把握するとともに、検討している金融機関がある場合には、成年後見制度の運用機能を担う家庭裁判所とも、必要に応じて連携していくことが期待される。

③ 専門職団体における取組

後見事務における不正防止の取組を受任前・養成の段階から進める観点から、専門職団体において、家庭裁判所と連携しつつ、以下のような取組が実施されている。

【施策の進捗状況】

- 不正防止策としては、後見業務の心構え、倫理等の研修を通じて、専門職としての意識醸成を行い、また、個別の後見業務への相談・助言等を行う取組により、専門職としての質の確保に努めている。
- また、団体への定期的な業務報告や家庭裁判所への定期報告書提出の管理により不適正な後見事務の早期発見とこれに対する助言等に繋げる取組を行うとともに、家庭裁判所との間で不適正な事務を発見した場合等の情報共有体制を検討して早期対応をはかっている。

【中間年度における評価】

各専門職団体において、不正防止に向けた取組が継続的に実施され、全体としては減少傾向にあるものの、専門職による不正事例の内訳を見てみると、令和４年に計 20 件（被害額約２億１千万円）であったものが、令和５年には計 29 件（被害額約２億７千万円）と増加している。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行された平成 28 年の調査結果（計 30 件（被害額約９千万円））と比較しても、件数は同程度であるにもかかわらず、被害額が約３倍となっており、専門職団体による不正防止策は現時点で十分な効果があったとまでは評価することができない。

【今後の対応】

専門職団体においては、引き続き、各団体における不正防止に向けた取組を促進するとともに、不適正な事務の早期発見及び発見した場合における家庭裁判所との連携強化に取り組むことが期待される。

④　成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討

利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするには、不正防止策に加えて、後見事務に起因して生じた損害を補償する保険等の適切な事後救済策も重要であり、専門職団体を中心に、以下の取組が実施されている。

【施策の進捗状況】

後見事務に起因して生じた損害を補償する保険等の適切な事後救済に

係る取組として、専門職団体においては、後見人等による故意の不祥事があった場合にも被害弁償を一部担保する保証制度や交付金制度を導入したり、保険では補償ができない事由に対して被害者救済のための基金の運用が実施されている。

【中間年度における評価】

専門職団体において、保証制度・交付金制度・基金等が導入され、運用が行われており、利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするための環境づくりが進められている。

他方、後見受任している法人における保険の導入状況は把握されていない。

同様に、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体における導入状況も把握されていないとの指摘がある。

また、所属団体の違いにより救済の内容に差異が生じるため、専門職団体の枠組みを超えた取組の検討や市民後見人・親族後見人もカバーする仕組みの導入等の検討の必要性についての指摘もある。

【今後の対応】

- 専門職団体においては、引き続き、保険外での補償の取組を充実させることが期待される。
- 関係省庁等、専門職団体及び社会福祉協議会においては、専門職団体の検討状況等を踏まえ、引き続き、保険会社とも連携し、必要に応じ、適切な事後救済策の普及方策を検討することが期待される。
- 厚生労働省においては、後見受任している法人や市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体における保険の導入状況を把握し、その結果を踏まえて、法人後見の担い手の育成や市民後見人の育成・活躍支援の観点からも、必要な対応を行うことが期待される。

（４）各種手続における後見事務の円滑化等について

成年後見制度の利用者が、同制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、関係省庁において、成年後見制度の理解促進のための取組を行っている。

【施策の進捗状況】

- 厚生労働省においては、成年後見制度利用促進ポータルサイトに金融機関等地域の関係機関向けのページを設け、成年後見制度や後見人

等との連携についての理解促進に資する情報発信を行うとともに、厚生労働省が主催する市町村職員を対象とするセミナーや地方公共団体担当課長会議において、成年後見制度利用促進のための取組について周知を図っている。

・　金融庁においては、以下の取組を実施している。

ⅰ　令和４年４月、主要行等、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会との意見交換会において、成年後見制度の理解の促進や、高齢者等のニーズに適確に対応した金融サービスの提供に向けた取組を継続するよう要請を行った。

ⅱ　令和４年６月、生命保険協会、日本損害保険協会との意見交換会において、成年後見制度に関する保険会社職員等の理解や高齢者等のニーズに対応した商品・サービスの提供を促進するよう要請を行った。

ⅲ　令和６年４月、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を改正し、合理的配慮の例として、金融機関の窓口対応等に当たっては、成年後見制度の利用だけではなく、障害の程度に応じてコミュニケーション手段を工夫し、顧客の理解を確認しながら説明する等、柔軟に対応することを追記するとともに、各業界団体に対して、当該改正内容を踏まえて、適切に対応するよう要請を行った。

【中間年度における評価】

成年後見制度に対する理解が不十分であることにより、成年後見制度の利用者が不利益を被るという課題については、金融庁においては、金融業界に対する複数回の要請を行っており、一定の評価ができるものの、金融機関の窓口の対応に課題がある、行政手続の場面においても、一定の改善はみられるものの、まだ十分ではない、との指摘もある。

また、新型コロナウイルス感染症関連の手続に見られたように、新たに生じた行政手続において、成年後見制度の利用者に関する手続的不利益が生じないための対応については、引き続き課題であるとの指摘もある。

【今後の対応】

関係省庁においては、成年後見制度の利用者が、成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、引き続き、様々な機会を捉え、成年後見制度に関する理解の促進に努めていく必要がある。

本中間検証報告書のとりまとめを受けて、厚生労働省においては、成年

後見制度の利用者が行政手続等の窓口において不利益を被ることのないよう、関係省庁及び地方公共団体に対して、同制度の理解促進の重要性を改めて周知するとともに、併せて、新たな行政手続を創設する場合には、成年後見制度の利用者が円滑に手続でき、不利益を被ることのない仕組みとなるよう検討することについても、関係省庁及び地方公共団体に対して、改めて周知する必要がある。

また、金融機関については、本人の権利侵害の防止の観点も鑑みつつ、令和６年４月に改正された「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の趣旨を踏まえ、窓口における対応の向上を図っていくことが求められる。

３　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みをつくっていくことが重要であり、この地域連携ネットワークについて、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なものとするとともに、圏域や都道府県単位の権利擁護支援のしくみも重ね合わせた「多層的」なものとしていく必要がある。

これを実現するため、市町村・中核機関において、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組んでおり、都道府県においては、市町村単位では解決が困難な広域的な課題への対応の観点から、厚生労働省においては、地方公共団体が進める地域連携ネットワークづくりを後押しする観点から、家庭裁判所においては、地域連携ネットワークの一員として成年後見制度の適切な運用・監督を行う観点から、専門職団体においては、福祉的又は法律的な支援が必要になる場合に専門分野に応じた役割を果たす観点から、当事者団体においては、本人に対するピアサポートや当事者の視点による本人を支える観点から、各種相談支援機関においては、権利擁護支援を必要としている人を必要な支援につなげる観点から、それぞれ相互に連携協力しつつ、以下の取組が実施されている。

【施策の進捗状況】

ア　地域連携ネットワークづくり及び同ネットワークの機能を強化するための取組

(ｱ) 地方公共団体

・　市町村においては、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部

局が有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性等の観点から、権利擁護支援を行う３つの場面における「支援」機能に留意しつつ、「包括的」な地域連携ネットワークづくりに取り組んでいる。

具体的には、相談を受け止める中で権利擁護支援ニーズを把握できるように成年後見制度や相談窓口の周知、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の整備、地域連携ネットワークの機能を段階的・計画的に充実していくために市町村計画の策定等を進めている。

また、法律専門職による支援を受けられるよう、地域連携ネットワークの協議会への法律専門職団体の参画を求める等、司法による権利擁護支援等を身近なものにするしくみづくりにも取り組んでいる。

・　都道府県においては、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保等、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たすとの観点から、市町村同様に「支援」機能に留意しつつ、「多層的」な地域連携ネットワークづくりに取り組んでいる。

具体的には、広域的課題への取組や専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性等に対応するための協議会の設置、地域連携ネットワークの機能を段階的・計画的に充実していくために取組方針の策定等を進めている。

(ｲ) 関係省庁

・　厚生労働省においては、以下の取組を実施している。

ⅰ　「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」により、市町村における中核機関の整備を促進するとともに、中核機関を整備済みの市町村に対しては、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携体制の構築等の中核機関によるコーディネート機能の更なる強化の促進を図っている（令和４年度延べ 322 自治体、令和５年度延べ 326 自治体）。また、中核機関の整備状況が十分でない市町村における体制整備を後押しするため、同事業を通じ、都道府県単位の協議会を設置し、法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設ける取組を促進する等、都道府県による市町村支援の強化の促進も図っている（令和４年度 41 自治体、令和５年度 41 自治体）。

ⅱ　中山間地、離島等の市町村において、法律専門職等の地域偏

在により支援が受けにくい状況等を解消するため、「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」により、地方公共団体がオンラインによる相談等を実施できるような体制整備等の促進を図っている（令和４年度 34 自治体、令和５年度 41 自治体）。

iii　「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」の実施を通じ、地方公共団体職員・中核機関職員・都道府県アドバイザーに対し、地域連携ネットワークの構築や、中核機関のコーディネート機能の強化に資する内容の研修を実施している（受講者数：令和４年度 2,125 人、令和５年度 1,900 人）。

iv　市町村・中核機関における相談体制の強化を図る観点から、全国権利擁護相談窓口（Ｋ－ねっと）を開設し、中核機関等のみでは解決できない課題について専門的な助言を行うとともに、相談対応を通じて各地域における地域連携ネットワークづくりの促進に努めている（相談件数：令和４年度 207 件、令和５年度 176 件）。

v　成年後見制度利用促進ポータルサイトにおいて、対象別（①本人・家族、地域の関係機関向け、②支援を検討している方（市民後見人、法人後見）向け、③後見人等向け、④地方公共団体・中核機関向け）に、成年後見制度利用促進に資する情報を掲載し、最新の情報や知見が全国的に共有されるよう努めている。なお、地方公共団体・中核機関向けのページには、成年後見制度利用促進体制整備研修で使用した資料や動画を掲載することにより、地方公共団体・中核機関等職員における理解の促進や更なるスキル向上を図る機会の提供に努めている。

(ｳ) 家庭裁判所

・　家庭裁判所においては、尊厳のある本人らしい生活の継続を実現することができるよう、成年後見制度の適切な運用・監督を行うことが期待されているが、このような観点を踏まえ、意思決定支援や、権利擁護支援チームによる支援の重要性について理解を深めている。また、権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報を共有し、これらも含めた各事案の事情を総合的に考慮し、後見人等の適切な選任を行うという観点から、チーム形成に向けた受任者調整のプロセスへの理解が期待されているところ、支部や出張所を含め、受任者調整会議の見学の取組を進めている。

・　複数の家庭裁判所では、家庭裁判所が後見人等を選任する際の考

慮要素をできる限り共有したり、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、後見人等候補者イメージの共通認識を深めている。

・　複数の家庭裁判所において、専門職団体・中核機関との意見交換や、関係機関との市民後見人リレーフローの共有等の取組を通じて、後見人等の交代に関するイメージの共有を進めるとともに、交代を検討すべき時期が到来した際に、家庭裁判所と中核機関が適時・適切に連絡できるしくみを整えている。

・　家庭裁判所では、地方公共団体や中核機関等に対して、講師派遣や統計データの提供を行っている。

・　家庭裁判所においては、支部や出張所を含め、地方公共団体や中核機関、専門職団体との間で意見交換会等を実施するとともに、地方公共団体等が主催する協議会（個別事案を取り扱う会議は除く。）にもオブザーバー参加する等の取組を行っている。また、裁判所内部の研究会等においても、福祉・行政等との「相互理解」をテーマとして意見交換を行う等、関係機関との連携の重要性について理解を深める取組を実施している。

(ｴ) 専門職団体

・　各地の会員に対し、成年後見制度の利用促進に関する法律をはじめ権利擁護支援に関する各種取組の解説を行うとともに、地域毎の仕組みづくりの方法、地域連携ネットワークの立ち上げや参画方法等について、情報提供を行うとともに、他の地域における取組状況の共有や意見交換を実施している。

・　また、都道府県や市町村にアドバイザーを派遣する人材育成を行い、地域連携ネットワークにおける研修講師や専門相談、協議会委員派遣、運営体制への参画、助言等に取り組んでいる。

イ　包括的・多層的な支援体制づくりの促進

・　厚生労働省において、令和３年に発出した「重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について」（令和３年３月 31 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長ほか連名通知）について、引き続き、周知を行うことにより、市町村における両制度の連携促進を図っている。

　また、厚生労働省において、令和５年度に実施した社会福祉推進事業（社会福祉法第 106 条の３に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究等）において、包括的な支援体制の整備に関する好事例を収集し、市町村等に対して情報提供を行った。

　令和６年６月に厚生労働省が立ち上げた「地域共生社会の在り方

検討会議」において、権利擁護支援の観点も含め、包括的な支援体制の整備や重層的体制整備支援事業の在り方等について検討を行っている。

・　さらに、厚生労働省においては、「成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業」や「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」等を通じて、都道府県・市町村職員等に対し、成年後見制度の関連諸制度との連携に関する考え方等の普及・浸透を図っている。

【ＫＰＩの達成状況】

市町村による成年後見制度や相談窓口の周知状況については、令和６年４月１日時点で 1,741 市町村中、1,658 市町村(約 95.2%)となっている。

市町村による中核機関の整備状況については、令和６年４月１日時点で 1,741 市町村中、1,187 市町村(約 68.2%)となっている。

【中間年度における評価】

・　市町村による成年後見制度や相談窓口の周知については、相当程度の進展が見られるものの、ＫＰＩについては達成できない見込みである。

・　市町村による中核機関の整備については、「小さく産んで大きく育てる」との方針で進めてきたこともあり、令和６年４月１日時点で、1,187 市町村(約 68.2%)と一定の進捗は見られるものの、いまだ整備予定が未定の市町村も一定数ある。特に、人口規模が小さい市町村ほど整備が進んでおらず、ＫＰＩは達成できない見込みである。

中核機関が未整備の市町村においては、以下の状況が確認されている。

- ✓　整備予定が未定の市町村のうち６割以上の市町村が、整備に向けた調整に着手できていないこと。
- ✓　人口規模が小さい市町村が多いにも関わらず、広域圏域での整備の方針を立てられている市町村は２割程度であること。
- ✓　成年後見制度に関する相談窓口を設置している市町村であっても、半数程度が権利擁護支援チームの形成支援や自立支援の仕組みを整えられないという課題から、中核機関の整備に足踏みしていること。

・　また、中核機関を整備済みである市町村であっても、地域連携ネットワークの機能として、相談支援機能を有しているにとどまり、チームの

形成支援や自立支援までの機能を有していない地域もあることや、相談支援機能を有している地域についても、アウトリーチの相談を実施するまでには至っていないといった指摘もある。

さらに、専門家会議における指摘や、Ｋーねっとへの各市町村からの問い合わせ等を通じて、①相談支援機能を有していても、自分から相談につながることができない方や、また、支援の必要性に気がつくことができない方への相談対応が十分にできていないのではないか、②チームの形成支援機能については、その一環として行われる受任者調整に関する体制が整っていないため、中核機関や専門職等を含めた関係者において、本人の課題や支援方針が十分に検討されないまま申立てに至り、本人にとって相応しい後見人等候補者の検討ができていないのではないか、③チームの自立支援機能についても、後見人等やチーム関係者からの相談に対応できる体制ができていないため、後見人等が孤立したり、チーム関係者が相談先に悩んだり対応に苦慮しているのではないか、といった課題も確認されている。

・　他方、第二期計画において、都道府県は、人口規模が小さい市町村に対する体制整備支援の機能を強化するとともに、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を果たすべきとされているが、取組方針を策定できている都道府県は６割程度、市町村からの相談窓口の整備や体制整備アドバイザーの配置ができている都道府県は７割程度であるものの、未着手である都道府県も確認されている。さらに、権利擁護支援総合アドバイザーの配置ができているのは約半数の都道府県であり、圏域単位の協議会設置による受任者調整の検討・協議の場や、権利擁護支援チームへの支援内容に係る協議の場を提供している都道府県はほとんどない。

・　このような状況を踏まえると、全国どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活の継続という観点から、市町村及び都道府県においては早急に体制を整備する必要がある。

・　司法による権利擁護支援等を身近なものにするしくみづくりという点では、市町村からの働きかけだけでは地域連携ネットワークの協議会への法律専門職団体の参画が進まない地域もあり、この観点からも都道府県による支援が必要である。

・　包括的・多層的な支援体制づくりの促進については、厚生労働省においては、重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携についての考え方や包括的な支援体制の整備に関する好事例の周知を行っているほか、「成年後見制度と権利擁護支援事業等の連携強化

事業」や成年後見制度利用促進体制整備研修を通じて成年後見制度と関連諸制度との連携に関する考え方等の普及・浸透を図る等、取組の推進がみられる。

　他方、権利擁護支援に関連する事業間の連携を有機的に可能にするための考え方は示されておらず、都道府県が、権利擁護支援の体制づくりにおいて、一体的な体制構築を実施している事業の割合は３割程度、連携をしている事業の割合は４割程度とあまり進んでいない。

・　専門職団体においては、団体内部に向けた取組にとどまらず、地域連携ネットワークの一員として、専門性を活かした取組が実施されており、地域連携ネットワークづくりや司法による権利擁護支援を身近なものにするしくみづくりに貢献している。他方、市町村や地域によっては、地域連携ネットワークの協議会に参加していない専門職団体も見られる等、更なる連携強化に向けた取組も期待される。

【今後の対応】

・　地域連携ネットワークづくりに当たっては、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るといった観点から、地域の実情に応じ、地域生活包括支援センター、基幹相談支援センター、福祉事務所等の公的機関、社会福祉協議会、生活支援等のサービス等を実施する民間団体、担い手確保の観点から、法人後見の担い手となり得る社会福祉法人や特定非営利法人、会員等が後見事務等を担っている様々な専門職団体、制度等を利用する当事者等の意見を反映できる団体等の多様な主体との更なる連携を図っていくことが期待される。

・　市町村においては、引き続き、協議会及び中核機関の整備等の地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域連携ネットワークを包括的なものとするため、介護・障害・生活困窮・子育て等の各分野と有機的に連携できる体制づくりとなるよう留意する必要がある。

　地域連携ネットワークにおける権利擁護の相談支援機能については、相談を受け止め、権利擁護支援のニーズの精査と必要な支援につなぐために、必要に応じて専門職等も含めて検討できる体制や専門職による相談機会の確保が求められる。また、権利擁護支援チームの形成支援機能についても、権利擁護支援の方針、適切な申立ての在り方を検討するとともに、権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援に向けて、関係機関や専門職と連携した受任者調整を含む体制を整備することが求められる。さらに、権利擁護支援チームの自立支援機能に

ついては、必要に応じて、後見人等や関係者等からの相談やバックアップ、支援方針の再調整や後見人等の交代、類型・権限変更の調整を行うことのできる体制の整備が求められることから、市町村においては中核機関の運営状況を踏まえつつ、それぞれの機能の確保、拡充を図る必要がある。

なお、地域連携ネットワークづくりを進めるに当たり、市町村単独では取り組むことが難しい場合には、都道府県自らの取組や都道府県による支援を活用しながら、地域の実情に応じ、近隣市町村との連携や都道府県が設置した協議会等を活用する等して、必要な体制を早期に整備することが期待される。

・　都道府県においては、引き続き、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たし、小規模市町村を始めとする市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりの促進に取り組む必要がある。その際、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困難な事案等に対して、助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみとなるよう留意する必要がある。

具体的には、圏域ごと、ブロックごとの協議会の整備、専門アドバイザーの派遣といった取組を通じて、中核機関の整備をはじめ管内市町村の体制整備を支援するとともに、都道府県における効果的な支援体制を早期に整備することが期待される。

・　厚生労働省においては、引き続き、各種取組等の実施を通じて、権利擁護支援に関する事業間の連携や、地域連携ネットワークづくりを推進するとともに、権利擁護支援を行う３つの場面における「支援」機能（「権利擁護の相談支援」機能、「権利擁護支援チームの形成支援」機能、「権利擁護支援チームの自立支援」機能）の強化・充実のための取組を検討する必要がある。併せて、権利擁護支援に関連する事業間の連携を有機的に可能にするための考え方を示す等、都道府県における取組が加速化するような取組を検討する必要がある。

また、厚生労働省においては、特に小規模市町村における中核機関の整備が進んでいない状況に鑑み、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、中核機関が未整備の地域における都道府県の協議会の活用促進や、小規模市町村における中核機関整備の好事例の発信等に取り組む必要がある。

さらに、権利擁護支援は、包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であるとの考え方について、様々な機会を捉え

周知するとともに、成年後見制度も含め、地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、中核機関を法定の機関として位置付け、その役割を明らかにする必要がある。そのため、中核機関の位置付け及びその役割・名称や、地域における包括的・多層的な支援体制の在り方等については、「地域共生社会の在り方検討会議」において、これまでの専門家会議における検討結果や同会議委員から出された意見（別紙２参照）等を十分に踏まえ、令和７年夏目途のとりまとめに向けて検討を進め、令和７年夏以降、関係審議会での議論を経て、厚生労働省において、その結果を基に所要の対応を行う必要がある。その際、他機関との情報のやり取りや個人情報の取扱いの整理、市町村への財政支援に留意する必要がある。

・　司法と福祉の連携を図るためには、相互理解を深めるとともに、福祉・行政等による「支援」機能と、家庭裁判所による成年後見制度の「運用・監督」機能が、適切な役割分担の下、それぞれの役割を果たすとともに、必要に応じて連携することが期待される。なお、そのような連携を図るためには、福祉・行政等から家庭裁判所に対して適時・適切な連絡がなされるのみならず、家庭裁判所から福祉・行政等に対して適時・適切な連絡を可能とするためのしくみ（双方向の情報共有のしくみ）を整える必要がある。

　最高裁判所は、福祉・行政等との連携についての認識や取組が、家庭裁判所本庁に限らず、支部や出張所においても一層深まるよう、引き続き必要な対応を行うことが期待される。

　また、司法による権利擁護支援等を身近なものとするしくみづくりのためには、市町村・中核機関及び都道府県が法テラス及び法律専門職団体と連携して、出張相談やケース会議派遣、オンライン相談等を活用した体制づくりを行うことが求められている。

・　全国の市町村で中核機関が相当程度整備されてきている中で、専門職団体においては、各機能の充実や司法との連携のために、より市町村や都道府県等と連携・協力できる方策を模索していくことが期待される。特に、地域連携ネットワークの協議会に専門職の一部が参加していない場合もある等、中核機関と専門職団体との連携が不十分な地域もあるため、専門職団体においては、市町村・中核機関や都道府県やと協議の上、オンライン参加による工夫を行う等、協議会への参加可能な方策について検討を行い、地域連携ネットワークをコーディネートする中核機関との連携の取組を進める必要がある。

４　優先して取り組む事項

前記１から３までのほか、以下の５つの施策については、優先して取り組む事項として全ての項目に対しＫＰＩを設定し、関係省庁等、地方公共団体及び専門職団体において取組が実施されている。

（１）任意後見制度の利用促進について

任意後見制度は、人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、引き続き、積極的に活用していく必要があり、関係省庁等において、同制度が適切かつ安心して利用されるための取組が進められている。

①　周知・広報等に関する取組

任意後見制度は、私的自治の尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限度の公的な関与を制度化したものであり、その制度趣旨に鑑み、関係省庁及び福祉現場を担う市町村等において、周知・助言を中心に取り組んでいる。

【施策の進捗状況】

- 法務省においては、以下の取組を実施している。
  - ⅰ　法務局、専門職団体、市町村、社会福祉協議会、公証役場等へのリーフレット・ポスターの配布
  - ⅱ　周知用動画の作成
- 厚生労働省においては、以下の取組を実施している。
  - ⅰ　任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報・啓発事業として、全国セミナーを毎年開催
  - ⅱ　「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」において、市町村・中核機関職員等が任意後見制度について理解を深めるためのカリキュラムを実施
  - ⅲ　成年後見制度利用促進ポータルサイトにおいて、任意後見契約を締結している高齢者のインタビューを含む制度説明動画を掲載

【ＫＰＩの達成状況】

任意後見制度の周知・広報については、ポスター、パンフレット等を用いた周知広報を実施しているのは、令和６年４月１日時点で 1,741 市町村中、1,188 市町村(約 68.2%)、50 法務局及び地方法務局中、50 法務局及び地方法務局(100%)、286 公証役場中、286 公証役場(100%)となっている。

【中間年度における評価】

・　法務省において、法務局、専門職団体、市町村、社会福祉協議会、公証役場等へ幅広く周知・広報活動が実施されている。

　また、厚生労働省において、全国セミナーや「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」、成年後見制度利用促進ポータルサイトでの広報により、任意後見制度についても周知を行っている（全国セミナー受講者：令和４年度 1,184 名、令和５年度 1,086 名、成年後見制度利用促進体制整備研修（応用研修）受講者：令和４年度 651 名、令和５年度 523 名、ポータルサイト閲覧実績：令和４年度 819,578 回、令和５年度 2,766,071 回）。

　任意後見制度の周知・広報についてのＫＰＩに関しては、法務局及び地方法務局並びに公証役場については達成済みであるが、市町村については達成できない見込みである。

・　任意後見契約締結の登記の件数は、令和４年が 14,730 件、令和５年が 16,253 件と増加傾向にあるところ、任意後見制度の利用者数については微増傾向にとどまり、大幅な増加にはつながっていない（令和４年 12 月末時点：2,739 人、令和５年 12 月末時点：2,773 人。）。これは、上記のような周知・広報の取組に加え、法制審議会民法（成年後見等関係）部会における任意後見制度の見直しの検討とともに、制度利用につなげるための相談対応等、周知・広報以外の新たな取組が求められていることを示しているものと解される。

・　また、第二期計画において想定されている地域連携ネットワークの関係者、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員等による周知や、生活支援等のサービス利用をきっかけとした周知等の取組状況は確認できていないが、これらの関係者・関係機関による本人や家族への適切な周知や相談対応等が期待される。

【今後の対応】

・　任意後見制度の周知・広報を実施していない市町村においては、今後、周知・広報の取組を実施することが期待される。

・　法務省においては、引き続き、任意後見制度に関する周知活動を積極的に実施するとともに、他制度と連携した周知広報の実施についても検討する必要がある。

・　厚生労働省においては、引き続き、広く国民向けの任意後見制度に関する周知や、同制度の理解促進のため、市町村・中核機関職員等向けの

研修等を行うほか、任意後見制度の利用につながるような相談現場における対応等を検討する必要がある。

② 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

任意後見制度が適切かつ安心して利用されるためには、適切な時機に任意後見人の選任がされることが必要であり、関係者相互の連携と役割分担の下、以下の取組が実施されている。

【施策の進捗状況】

ア 関係省庁等における取組

・ 任意後見契約締結時等における公証人による説明が行われている。

・ 法務省においては、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するため、令和４年 12 月、任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（本人）及び受任者に対し、任意後見監督人の選任の申立てを促す文書を送付した（令和３年度に引き続いて実施。）。あわせて、任意後見制度の利用状況に関する意識調査を実施したところ、制度に関する理解の不十分さが原因と思われる回答があった。

なお、任意後見制度の見直しに関しては、令和６年２月に新設された法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、調査審議が行われている。

・ 金融機関において、意思表示が難しくなった顧客に関して任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促している事例や、公益社団法人との業務提携により任意後見制度を紹介している事例がある。金融庁においては、令和３年２月に一般社団法人全国銀行協会が発出した「銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」を踏まえ、金融機関において、高齢者等の権利擁護に配慮した取組が実施されているか、対応の状況等を注視している。

・ 権利擁護支援チームによる見守りにおいて、権利擁護支援が必要な人が任意後見契約を締結している事実を把握した場合に、任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促す等の対応を行っている地域もある。

イ 専門職団体における取組

・ 団体が実施する任意後見制度の研修において、任意後見契約書の契約条項に、任意後見受任者による申立て義務を盛り込むとともに、適切な申立てに繋げるように推奨したり、後見事務の行為規範においてその旨を定めて、任意後見受任者に申立て義務を課す条項の記載

を推奨する書式案を提供したり、定期的な活動報告書の確認を通じて適切な時期に選任申立てを行うよう助言を行う等の取組が行われている。

【中間年度における評価】

任意後見契約締結の登記の件数は、令和４年が 14,730 件、令和５年が 16,253 件と増加傾向にあるところ、任意後見制度の利用者数については微増傾向にとどまり、大幅な増加にはつながっていない。(令和４年 12 月末時点：2,739 人、令和５年 12 月末時点：2,773 人)。(再掲)

上記の意識調査では、選任申立てをしていない理由について、申立てをすることにより任意後見監督人がつくことやその報酬の負担、発効しないことによる不都合がないこと等が、アンケート結果として出ている。

そこで、法制審議会民法（成年後見等関係）部会においても、上記のような任意後見制度の利用状況等を踏まえて、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するための方策について、調査審議が行われることが期待される。

【今後の対応】

- 法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、国内外の動向も踏まえつつ、成年後見制度の見直しに関する調査審議が行われているところであり、法務省においては、その調査審議の結果を基に所要の対応を行う必要がある。
- 公証役場においては、引き続き、任意後見契約の内容や本人の判断能力が低下した場合に速やかに任意後見監督人の選任申立をする必要があることの丁寧な説明を行っていく必要がある。
- 権利擁護支援チームによる見守りや金融機関においては、引き続き、任意後見契約を締結している人の判断能力の低下等を把握した場合は、状況に応じ任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促す等の適切な対応が期待される。
- 金融庁においては、引き続き、金融機関における対応状況等を注視するとともに、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に向けて必要と考えられる場合には、所要の対応を行うことが期待される。
- 専門職団体においても、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用が確保されるよう、各団体における適正な運用の確保に関する取組を促進していくことが期待される。

（２）担い手の確保・育成等の推進について

中核機関等の整備による権利擁護支援ニーズの顕在化や認知症高齢者の増加等による後見人等の担い手の確保・育成の重要性の高まりや、適切な後見人等の選任・交代の推進の観点から、関係省庁、地方公共団体及び専門職団体等において、後見人等の担い手の確保・育成の推進に取り組んでいる。

①　市民後見人の育成・活躍支援

市民後見人の育成・活躍支援については、地域住民が地域住民を支える観点や、本人に寄り添った適切な後見人等の選任という観点に加え、地域共生社会の実現という観点も重視して、厚生労働省、地方公共団体及び専門職団体等が連携して、市民後見人養成講座の修了者が市民後見人としてだけでなく、本人の意思決定支援等の幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めている。

【施策の進捗状況】

厚生労働省においては、市民後見人の育成のための研修費用に対する国庫補助を行い、市民後見人の育成の推進に向けた支援を行っている。

市民後見人の養成者（累計）は、令和５年４月１日時点で 23,323 人、令和６年４月１日時点では 25,607 人と増加している一方で、養成修了者のうち、成年後見人等の受任者は、令和５年４月１日時点で約 8.2%、令和６年４月１日時点で約 8.0%である。

また、厚生労働省においては、令和４年度に市民後見人養成のための基本カリキュラムに意思決定支援を含める等の見直しを行い、令和５年度には、基本カリキュラムの見直しに合わせた市民後見人の養成テキストの改訂を行うとともに、市民後見人の活躍推進に係る調査研究を実施した。調査研究等では、養成研修終了後における地域での活動状況として、市民後見人のほか、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、認知症サポーター及び地域でのボランティアとしての活動等を行っていることが明らかとなった。

さらに、地域医療介護総合確保基金により、市民後見人を含めた権利擁護人材の養成を行っている。

【ＫＰＩの達成状況】

・　都道府県による担い手の育成の方針の策定については、令和６年４月１日時点で 47 都道府県中、18 都道府県(約 38.3%)となっている。
・　都道府県における市民後見人養成研修の実施については、令和６年

４月１日時点で 47 都道府県中、16 都道府県（約 34.0%）となっている。

【中間年度における評価】

市民後見人の養成修了者の増加に対し、成年後見人等の受任者数は少ない。その要因として、受任後の支援体制が不十分であることや養成者情報の共有、市民後見人が選任される案件の掘り起こし、市民後見人の交代の際の引継ぎ等の課題が指摘されている。そのため、都道府県や市町村としても、市民後見人の養成に繋がらないのではないか等の指摘がある。

また、市民後見人養成修了者に係る活動の実態は、明らかになっているものの、活躍の推進策については、明らかになっていないため、さらなる検討が必要である。

なお、都道府県による担い手の育成の方針の策定については、令和６年度中に 40 都道府県（約 85.1%）が策定（予定を含む）する。また、市民後見人養成研修の実施については、令和６年度中に 23 都道府県（約 48.9%）が実施（予定を含む）と、養成が進められており、引き続き、取組の推進に向けた検討が必要である。

【今後の対応】

厚生労働省においては、市民後見人の成年後見人等の受任後における効果的な支援体制及び市民後見人自身のスキルアップ研修や実務研修等の在り方について、好事例等を示すとともに、市民後見人の活躍推進に向けた検討を行い、都道府県や市町村に対して周知を行う必要がある。

また、市民後見人は、後見人等の担い手としてだけでなく、持続可能な権利擁護支援等における意思決定サポーターとしての活動等も期待されるところであり、市民後見人の養成のさらなる推進が必要となる。市民後見人の特性を活かした地域での幅広い権利擁護支援の担い手であることの周知及び活躍の場の提供についての方策についても、市町村とともに検討を進めていく必要がある。

都道府県は、担い手の育成の方針の早期策定を実施し、市町村における家庭裁判所、専門職団体や当事者団体、当事者活動を支援する団体を含む権利擁護支援を推進する関係機関等との円滑な連携等の取組が推進されるよう支援をしていく必要がある。併せて、市民後見人が市町村域を超えて活躍する場合を踏まえた都道府県によるバックアップ体制についても検討を行うことが期待される。

このような権利擁護支援の担い手としての市民後見人の養成及び活動の継続・活躍支援に市町村や都道府県が取り組むに当たって、厚生労働省

において、地域医療介護総合確保基金の活用状況及び事業の内容を把握し、さらなる活用を促していく必要がある。

② 法人後見の担い手の育成

法人後見の担い手の育成については、成年後見制度の利用者増に対応するためという観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や支援困難事案への対応等の観点から、厚生労働省及び地方公共団体において取組を進めている。

【施策の進捗状況】

・ 厚生労働省においては、以下の取組を実施している。

ⅰ 法人後見の立ち上げ支援等に対する国庫補助を実施する等、法人後見を行う団体の育成を推進により、法人後見の実施法人は、令和５年４月１日時点は 1,231 法人、令和６年４月１日時点は 1,317 法人と増加している。法人の内訳は、市町村社会福祉協議会が 770 法人から 791 法人に、社会福祉協議会以外の社会福祉法人が 40 法人から 50 法人に、ＮＰＯ法人が 206 法人から 219 法人に、一般社団法人が 113 法人から 135 法人に、弁護士法人・司法書士法人が 71 法人から 87 法人に、その他が 31 法人から 35 法人）にそれぞれ増加している。

ⅱ 令和５年２月、「都道府県による法人後見養成研修の推進について」（事務連絡）を発出し、都道府県が行う法人後見養成に係る研修カリキュラム例等を示すとともに、研修の実施に当たっては、都道府県社会福祉協議会や専門職団体等と連携するよう依頼している。

ⅲ 令和５年度委託事業を通じて、法人後見を受任した法人が身上保護等後見業務の一部を他の法人に委託し、協働で法人後見を実施することを想定した「都道府県社会福祉協議会による法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」を作成し、令和６年度に検証を行った上で成案にすることとしている。

・ 法人後見の担い手となり得る社会福祉連携推進法人については、令和４年４月の社会福祉連携推進法人制度の施行以降、令和６年９月末時点で 22 法人が認定されており、厚生労働省においては、その内１法人が法人後見に取り組んでいると把握している。

・ 令和４年度から開始した「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の「地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組（テーマ１）」を通じ、都道府県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会が連携して法人後見を実施する事例や、過疎地域に

おいて社会福祉法人が連携して法人後見を実施する事例も確認されている（モデル事業実施自治体：令和４年度：静岡県、茨城県取手市、令和５年度：京都府、静岡県、宮崎県）（支援困難事案に対する公的な法人後見の担い手育成等については、前記１（２）③を参照。）。

・　令和３年の銀行法等の改正により、銀行の子会社等において、「成年後見人等の事務を行う業務」を行うことができるようになったが、令和６年３月末時点で同業務を行う銀行の子会社は確認されていない。

【ＫＰＩの達成状況】

・　都道府県による担い手の育成の方針の策定については、令和６年４月１日時点で 47 都道府県中、18 都道府県(約 38.3%)となっている。（再掲）

・　都道府県における法人後見養成研修の実施については、令和６年４月１日時点で 47 都道府県中、22 都道府県(約 46.8%)となっている。

【中間年度における評価】

・　厚生労働省において、国庫補助事業や法人後見養成に係る研修カリキュラム例の周知等の対応が行われていることや実施法人数が一定程度増加している事実が認められる。

・　また、都道府県による担い手の育成の方針の策定については、令和６年度中に 40 都道府県（約 85.1%）が策定(予定を含む)、都道府県における法人後見養成研修の実施については、令和６年度中に 30 都道府県（約 63.8%）が実施（予定を含む）する等、一定の推進が図られてきている。

・　一方で、管内市町村との協働の状況は、22 都道府県のうち 9 都道府県にとどまり、都道府県が実施する法人後見の担い手養成研修の修了者の推薦方法、フォローアップや活動支援の内容や体制について、家庭裁判所に事前説明・共有等をしている地域は４都道府県であることや、法人後見養成研修について都道府県としてどういった団体等が本研修を必要としているのか、法人後見に意欲のある団体の情報収集が都道府県として難しいといった指摘もある。

・　「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施した都道府県からは、特に過疎地域においてはモデル事業の実施が結果として担い手確保につながっていないという意見、モデル事業未実施の都道府県からは、既存事業とモデル事業を同時並行で進めることは人員的・財政的に厳しいとの意見もある。

・　取組の実施状況を総合的に勘案すると、法人後見の推進については十分な進展があるとまでは言えない。その要因としては、法人後見を実施するメリットが明確でないことが考えられることや、法人によっては受任する事案の要件や件数の上限を定めて制限していること等が考えられる。
・　このため、実施法人が増加しない要因について更なる分析をするべく、法人後見の活動・運営状況の実態把握や、受任件数を増やしながら継続的に活動できるための課題等の分析が必要であると同時に、管内においてどの団体等が研修を必要としているのか等の担い手の推進方策の検討が必要である。

【今後の対応】
・　厚生労働省においては、引き続き、法人後見の担い手の育成を図っていく必要がある。その際、法人後見の活動・保険の加入状況も含めた運営状況、権利擁護支援チームの形成支援機能との関係性の実態及び法人後見を開始する上での障壁やメリットを把握した上で、担い手育成が進まない要因や受任件数を増やしながら継続的に活動できるための課題を分析し、対策を検討するとともに、研修実施に取り組む必要がある。他方、地方公共団体が実施する研修については、受講者の今後の実務につながるような内容とすることや、都道府県が管内において、研修を必要としている団体等の情報や法人後見に意欲のある団体に関する情報を把握できる方策を検討する必要がある。
・　また、厚生労働省においては、社会福祉連携推進法人による法人後見の取組が進むよう、社会福祉連携推進法人の設立支援を行うとともに、社会福祉連携推進法人や複数の社会福祉法人が連携して法人後見を実施するための手引きや、市町村長申立て等において利益相反関係を適切に説明するための上申書のひな形等を作成し、研修等を通じて、社会福祉法人や社会福祉協議会、都道府県や市町村・中核機関に対して周知及びその活用を図っていく必要がある。
・　このほか、法人後見の適正な実施を図る観点から、厚生労働省においては、「都道府県社会福祉協議会による法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」を成案にし、その周知を図ることや、法人後見に関するガイドラインの作成等、社会福祉協議会以外の社会福祉法人、他の法人における後見をバックアップする機能としての都道府県・都道府県社会福祉協議会が担うべき役割や体制整備のための事業についても検討する必要がある。また、法人後見の第二種社会福祉事業への位置づけや

法人後見団体の認証制度を導入すべきといった指摘等を踏まえ、法人後見の担い手の育成を推進するための方策についても検討する必要がある。

・　さらに、厚生労働省においては、担い手の育成の方針が未策定の都道府県に対して早期の策定を促すとともに、策定済みの都道府県を含めて支援する必要がある。

・　都道府県においては、担い手の育成の方針の策定、市町村や家庭裁判所との連携、圏域単位の協議会設置による受任者調整の検討・協議の場や、権利擁護支援チームへの支援内容に係る協議の場等、体制整備が推進されることが期待される。

・　また、無報酬事案や困難事案の担い手となる法人後見の育成には、運営についての財政的支援や人材確保が必要であり、厚生労働省においては、都道府県が各種専門機関と連携して体制作りが可能となるための方策を検討することが求められる。

③　専門職後見人の確保・育成等

専門職後見人の確保・育成等について、専門職団体において、それぞれの専門性に応じた受任を想定し、また、市民後見人養成研修修了者や当事者等の幅広い活躍を支えるという役割も意識しながら取組が進められている。

【施策の進捗状況】

専門職団体においては、以下ア～ウに取り組んでいる。

ア　専門職後見人の確保・育成を図る観点から、各地域のシンポジウムや事例検討会等において、専門職後見人の実務運用上の課題につき情報交換等を行っている。

イ　後見人等候補者名簿の新規登録や更新の研修において、身上保護や意思決定支援を重視した研修を追加して会員への受講を促すとともに、地域特性に応じたセミナーの開催や研修の実施等を行っている。

ウ　市民後見人等への支援

・　広く市民や関係機関を対象としたシンポジウムやセミナーの開催により、市民後見人の養成・育成、その活躍の支援等について幅広く情報提供を行うとともに、会員に対しても、市民後見人の活動状況や、市民後見人の役割・制度について理解促進を図っている。

・　専門職として、都道府県や市町村の実施する市民後見人養成講座の講師、市民後見登録バンクの運営への関与、市民後見人への専門相談等の協力を実施している。
・　専門職自らが後見人等を受任するだけでは地域に求められる役割を担えないものであり、地域住民（市民後見人、当事者等）の活躍を支援することの重要性につき会員への理解促進を図っている。

【中間年度における評価】

専門職団体においては、専門職後見人の確保・育成に向けた様々な取組が実施されているにとどまらず、市民後見人等への支援にも取り組んでおり、専門職団体としての責務を十分に果たしている。

しかし、全国的な担い手不足、若手の受任離れの進行といった専門職後見人の担い手確保に関する課題がある。その要因は、困難事案や無報酬事案の増加、報酬額が見合わないと感じることや担当事案の増加等、様々なことが考えられ、今後の専門職後見人の確保が困難となることが懸念される。

【今後の対応】

専門職団体においては、引き続き、実務運用上の課題解決に取り組むとともに、更なる効果的な研修を実施することにより、専門職後見人の確保・育成を図っていくことが期待される。

また、専門職団体においては、これまで後見人等として活動してきた経験を活かし、引き続き、市民後見人や親族後見人の活躍支援を担うことが期待される。

さらに、専門職後見人の担い手不足を解消するため、地域支援事業や地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の検討や、都道府県や市町村が、担い手の育成の方針を策定し、その中でニーズに応じた多様な担い手の育成・確保策や困難事案の受け皿づくり等に取り組むことが期待される。

④　親族後見人への支援

親族後見人への支援は最も重要な支援の一つであり、本人と本人に身近な親族等が共に身近な親族等による後見人等の選任を望む等、後見人等になることがふさわしいと考えられる場合に、家庭裁判所において後見人等として選任されるよう申立て等の支援を行うとともに、親族後見人の活躍

を支援できるよう、市町村・中核機関や専門職において、以下に取り組んでいる。

【施策の進捗状況】

市町村・中核機関においては、相談窓口を設置し、親族後見人からの相談を受けたり、親族後見人が専門職から助言を受けることのできる体制の整備を進めている。また、後見人等に対する支援の観点から、親族後見人を対象とした相談会や専門職を交えた交流会の開催等の取組を行っている中核機関もある。

【中間年度における評価】

中核機関では、親族後見人の情報を網羅的に把握していないため、独自に親族後見人に対するアプローチや支援の提案等を行うことが難しい状況にあり、中核機関が親族後見人を支援するに当たり、親族後見人を監督する家庭裁判所とどのように連携していくかが課題である。

また、中核機関と親族後見人を選任した家庭裁判所との間で後見人等の情報を共有するための法的な根拠がなく、現状では中核機関と家庭裁判所との間で情報共有が困難であるため、中核機関による親族後見人への支援の実効性が高まらないという課題がある。

【今後の対応】

市町村・中核機関においては、親族後見人が市町村・中核機関による支援を受けることができるよう、地域連携ネットワークの関係者と連携・協力の上、中核機関による相談支援や各種支援活動について周知広報を行うことが期待される。また、市町村・中核機関においては、必要に応じて、市町村長申立事案でない場合であっても受任者調整を行うことを含め、親族後見人についても権利擁護支援チームの形成支援や自立支援を通じた支援につなげることが期待される。

なお、市町村・中核機関による親族後見人に対する効果的なアプローチを行うためには、中核機関と家庭裁判所との間で情報共有の仕組みの整備が課題であり、厚生労働省において、中核機関の法定化の検討を行うに当たっては、その点にも留意する必要がある。

（３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について

全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用で

きるようにするため、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業が適切に実施される必要があることから、地方公共団体及び厚生労働省において、以下に取り組んでいる。

① 市町村長申立ての適切な実施

市町村長申立てについては実施状況に地域差があるとの指摘があり、各地域において、成年後見制度が必要な人を発見し相談につなげるための地域連携ネットワークの整備・拡充や、市町村長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制の整備等が必要であり、地方公共団体及び厚生労働省において、以下の取組が進められている。

【施策の進捗状況】

- 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づき、全国の市町村において、高齢者、障害者等の福祉を図るために特に必要があるときは、市町村長申立てが実施されている。
- 厚生労働省においては、令和５年５月、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」（事務連絡）を発出し、市町村長申立ての適切な実施に向けた要綱の整備・改正を依頼するとともに、市町村長申立てに関する各市町村の要綱やマニュアル等の好事例を周知した。

【ＫＰＩの達成状況】

都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施については、令和６年４月１日時点で 47 都道府県中、43 都道府県(約 91.5%)となっている。

【中間年度における評価】

市町村長申立てに係る実施要綱やマニュアル等を整備している市町村は令和５年度末で 1,365 市町村（約 78.4%）と増加している。また、ＫＰＩに関し、都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施も、令和６年４月１日時点で約 91.5%と増加しており、令和６年度中に、全都道府県で研修を実施予定としている。

市町村長申立ての件数は増加している一方で、市町村によって要綱等に差異があり、必要な申立てがされていないことや、申立てまでに長期間

の待機が必要な場合があり、その要因として、担当職員が申立ての手続に慣れていないことや、市町村長申立ての必要性について、共通理解がない、申立てについての相談対応について一次相談窓口や中核機関と連携が不十分なこと等が指摘されている。そのため、市町村長申立てに関する運用の詳細や、市町村の体制や業務量の状況について、実態の把握を行う必要がある。

【今後の対応】

厚生労働省においては、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村長申立てに関する要綱の内容及び運用の実態について把握するとともに、都道府県による市町村長申立てに関する研修実施の効果の検証をした上で、市町村職員への研修内容の見直しを行い、市町村長申立ての重要性への共通理解を推進する必要がある。また、都道府県による受任者調整等の支援体制の強化等についての課題を早期に明確にし、必要な検討を行うことが期待される。

また、地方公共団体に与えられる権限拡充の検討においては、成年後見制度の見直しに合わせた検討の必要がある。なお、人口規模が小さい市町村では、市町村長申立てを実施できていない状況や、一定の人口規模を有する市町村であっても実施できていない地域があるとの指摘を踏まえ、市町村としての体制や業務量の増加に留意する必要がある。

都道府県においては、市町村・中核機関の職員に向けた市町村長申立てに関する研修を継続的に実施することが期待される。

② 成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬等を含めること等の指摘があり、市町村及び厚生労働省において、以下の取組が進められている。

【施策の進捗状況】

・ 厚生労働省においては、令和５年５月に「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」（事務連絡）を発出し、成年後見制度利用支援事業の対象として、「広く低所得者を含めること」「市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めること」等の留意事項を示し

た。（再掲）

・　市町村において、令和５年５月に厚生労働省が発出した事務連絡等も踏まえ、成年後見制度利用支援事業の要綱を改正する等、一定の改善を図ってきている。（再掲）

【ＫＰＩの達成状況】

令和６年４月１日時点で、令和４年度から令和６年度までに成年後見制度支援事業の要綱等の見直しを実施したことがある（予定を含む）市町村は、以下のとおりである。

ⅰ　高齢者関係

申立費用　1,741 市町村中、625 市町村(約 35.9%)

なお、令和３年度以前に見直しを実施等　557 市町村(約 32.0%)

報酬　1,741 市町村中、711 市町村(約 40.8%)

なお、令和３年度以前に見直しを実施等　532 市町村(約 30.6%)

ⅱ　障害者関係

申立費用　1,741 市町村中、619 市町村(約 35.6%)

なお、令和３年度以前に見直しを実施等　571 市町村(約 32.8%)

報酬　1,741 市町村中、710 市町村(約 40.8%)

なお、令和３年度以前に見直しを実施等　530 市町村(約 30.4%)

【中間年度における評価】

成年後見制度利用支援事業の中で、申立費用助成及び報酬助成を対象としている市町村は、令和６年４月１日時点で高齢者関係では 1,637 市町村(約 94.0%)、障害者関係では 1,645 市町村(約 94.5%)と増加している。

また、成年後見制度利用支援事業を実施している市町村のうち、市町村長申立て以外にも対象を拡大している市町村は、高齢者関係と障害者関係ともに 1,241 市町村（約 72.9%)、生活保護世帯以外にも対象を拡大している市町村は、高齢者関係では 1,690 市町村（約 99.2%)、障害者関係では 1,687 市町村（約 99.1%）と増加している。

他方、運用の実態については、利用支援事業の対象範囲や助成実績に地域差があること等への指摘があるため、詳細な実態を把握し、市町村への財政支援も含めた見直しが必要である。（再掲）

【今後の対応】

厚生労働省においては、市町村の成年後見制度利用支援事業の報酬助

成の対象範囲や助成実績及び課題等について速やかな実態把握の実施により地域差等について明らかにし、関係機関への情報共有等を行うとともに、全国どの地域においても、本人の所得や資産の多寡にかかわらず、制度を適切に利用するためには、国において安定的な財政支援を行いつつ、全国の助成対象者や助成額等の基準を示すべきとの指摘等も踏まえ、地域支援事業や地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応を早期に検討する必要がある。（再掲）

各市町村においては、厚生労働省により確認された地域差等の実態に対し、必要な技術的助言等を受けながら成年後見制度利用支援事業について必要な見直しを早期に検討することが期待される。併せて、都道府県においては、管内圏域の見直し状況の共有や意見交換の場の設定等、市町村が必要な見直しを適切に検討できるような対応を行う必要がある。（再掲）

（４）地方公共団体による行政計画等の策定について

地域の実情を踏まえた上で、地域連携ネットワークづくりに段階的・計画的に取り組むため、市町村・都道府県において、以下のような取組方針の策定に向けた取組が進められている。

【施策の進捗状況】

- 市町村においては、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての取組方針として、市町村計画の策定を進めている。
- 都道府県においては、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針等を内容とする取組方針の策定を進めている（令和６年４月１日時点で 28 都道府県(約 59.6%)）。

【ＫＰＩの達成状況】

市町村による計画策定・第二期計画に基づく必要な見直しについては、令和６年４月１日時点で 1,741 市町村中、1,358 市町村(約 78.0%)となっている。

【中間年度における評価】

市町村において、市町村計画の策定や第二期計画に基づく必要な見直しが実施されているものの、ＫＰＩを達成できない見込みである。

また、都道府県における取組方針についても策定が進められているが、令和６年度時点においても、検討に着手していない都道府県が存在して

いる。

【今後の対応】

地域連携ネットワークづくりに主体的な役割を果たすことが期待される市町村・都道府県においては、地域の実情を踏まえた上で、市町村計画や取組方針等において、地域連携ネットワークづくりに段階的・計画的に取り組むための方針を示すことが期待される。

また、厚生労働省においては、市町村計画は地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法もあること等を助言する等、引き続き、市町村・都道府県における行政計画等の策定及びその内容の充実のための支援を行う必要がある。

（５）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて

市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する取組、国との連携確保等、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を都道府県が主導的に果たすようにする観点から、都道府県及び厚生労働省において、以下に取り組んでいる。

【施策の進捗状況】

・　都道府県においては、以下の取組を実施している。

ⅰ　市町村に対する研修（市町村長申立て、成年後見制度や権利擁護支援の必要性、意思決定支援等）を継続的に実施している（令和６年４月１日時点の取組状況は、市町村長申立てにつき 43 都道府県（約 91.5%）、成年後見制度や権利擁護支援の必要性につき 41 都道府県（約 87.2%）、意思決定支援につき 34 都道府県（約 72.3%））。

ⅱ　管内市町村からの相談に適切に対応するための相談窓口の設置や、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの配置も進めている（令和６年４月１日時点で、相談窓口の設置につき 31 都道府県(約 66.0%)、権利擁護支援総合アドバイザーの配置につき 25 都道府県(約 53.2%)、体制整備アドバイザーの配置につき 35 都道府県(約 74.5%)）。

ⅲ　都道府県が行った支援の振り返りと意見交換等のほか、管内市町村の体制整備等の状況や課題、制度の利用ニーズ等の実態把握を行う観点から、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会の設置も進めている。

・　厚生労働省においては、以下の取組を実施している。

ⅰ　市町村における体制整備や権利擁護支援が必要な事案等へ専門的な助言を確保するため、「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」の実施を通じ、都道府県担当職員や専門アドバイザー向けに、地域連携ネットワーク構築のための工夫や都道府県協議会の運営等を学ぶことができる研修を実施している。

ⅱ　「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」の実施を通じ、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、都道府県における権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの配置を促進する等、都道府県による市町村支援の強化の促進を図っている。令和６年度からは、管内市町村の体制整備等に課題のある都道府県に専門職等を派遣し、課題に対応するための方策等を提案する「都道府県機能強化推進事業」を実施している。

ⅲ　都道府県交流会を開催し、都道府県担当職員に対し、都道府県協議会の設置や都道府県による中核機関の立ち上げ支援とバックアップに関する取組事例を共有する機会を設ける等、都道府県における担当者間の連携・協力体制の構築の推進に努めている。

ⅳ　毎年度当初に、都道府県職員・市町村職員に対し、成年後見制度利用促進に関する関連資料等について網羅的な情報提供等を実施している。

【ＫＰＩの達成状況】

都道府県による協議会設置の状況については、令和６年４月１日時点で 47 都道府県中、37 都道府県(約 78.7%)となっている。

【中間年度における評価】

令和６年４月１日時点における都道府県の取組状況を見てみると、都道府県による市町村に対する研修の実施状況については、相当程度の進展が見られ、都道府県による協議会設置も着実に進んできているものの、ＫＰＩは達成できない見込みである。

また、都道府県による市町村等に対する相談窓口の設置や専門アドバイザーの配置の状況に関しては、５～７割程度であり、一定程度取り組まれていると評価できるが、専門アドバイザーについては、十分に活用されていないといった課題があることを踏まえ、厚生労働省においては、新たに、上記の「都道府県機能強化推進事業」を実施している。

なお、「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」については、法律専

門職が参加しづらい研修日程であるため、現状では参加者・履修者の増加が見込めないといった指摘がある。

【今後の対応】

都道府県においては、引き続き、管内市町村の体制整備状況を把握し、その体制整備に関する課題の状況に応じて、都道府県が市町村の中核機関のコーディネート機能の一部を担う等の役割を果たすことが求められる。具体的には、人口規模が小さい市町村の実情も踏まえ、圏域単位の協議会設置による受任者調整の検討・協議の場や、権利擁護支援チームの支援内容に係る協議の場を提供する等、全国どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活の継続を行う観点から、早急に取り組むことが期待される。

また、厚生労働省においては、「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」において、専門アドバイザーの果たし得る役割・機能について都道府県職員や専門アドバイザーの理解促進を図るだけでなく、専門アドバイザーによる地域の特性に合わせた取組の好事例の紹介等を通じて、市町村が専門アドバイザーを有効に活用できるよう周知する必要がある。併せて、同研修の実施に当たり、専門アドバイザーに期待すること等を明らかにすることで更なる専門職の受講促進を図ることが望ましい。

さらに、厚生労働省においては、引き続き、「都道府県機能強化推進事業」の実施を通じ、専門アドバイザーの配置・活躍の促進を図り、市町村の支援等を担う都道府県の更なる機能強化を推進していく必要がある。

５　その他

前記１から４までのほか、以下のような意見もあった。

国、地方公共団体及び関係団体において、成年後見制度の周知広報を行うに当たっては、インターネットにアクセスできない方や、高齢者・障害者に対しても十分に配慮して行うことが期待される。

また、成年後見制度に代替させる目的で委託者と受託者がともに親族である信託が設定される事案が多く発生しており、これらの事案においては信託設定が適正に設定されたか疑問視される場合や、受託者に信託法上要請されている財産管理義務の適正な履行に問題がある場合がある（近時の裁判例には、このような信託設定を否定するものもある。）との指摘があった。

そのほか、成年後見制度の利用の促進に関する法律および第二期計画の名称を変更する必要があるのではないかとの指摘があった。また、意思決定支援に係る共通理念、行動指針及び法的責任の免除要件を定めた法の制定を検討すべき、福祉サービス従事者における意思決定支援義務を明文化すべきと

の指摘もあった。

おわりに

本中間検証においては、令和４年３月に閣議決定された第二期計画における各施策について、中間年度に当たる令和６年度における施策の進捗状況を明らかにするとともに、個別の課題を整理して、今後の対応に関する方向性を示すこととしたものである。

第二期計画に掲げられた各施策は、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を図る上で重要な手段であり、権利擁護支援を必要とする本人の人生を左右しかねないものであるということを改めて確認する。

国、地方公共団体及び関係団体においては、本中間検証結果を踏まえ、第二期計画の期間である令和８年度末までの約２年間に、ＫＰＩに掲げられた目標を達成し、第二期計画の目的である地域共生社会の実現に向け、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実等の成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくことができるよう、必要な財源が確保されるよう努めるとともに、様々な専門職団体・民間団体・当事者団体等とも連携を図りつつ、今後、一層の取組の推進をお願いする。

～以上～

（別紙１）

成年後見制度利用促進専門家会議において委員から出された主な意見
（新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討について）

・　総合的な権利擁護支援策に関して、新たな支援や制度が必要である。
・　総合的な権利擁護支援策の充実は、国の公的責任の下で行われるべき課題。
・　「司法による権利擁護支援を身近なものとする方策」としての役割が期待される監督・支援団体の法的位置付けが必要である。監督・支援団体において個人情報を取り扱うことが想定されるし、必要に応じて行政の関与を求めたり、成年後見制度につなぐ等、家庭裁判所と連携することも期待される。
・　関係性の濫用が疑われる場面には、意思決定サポーターではなく、監督・支援団体による対応が必要。
・　成年後見制度の見直しとの関係でも、成年後見制度によらずとも、日常の金銭管理に関して必要な支援を受けられる体制を整備する必要がある。
・　日常的金銭管理は、早期に各種福祉法で公的制度に位置付け、報酬加算も検討してほしい。
・　日常生活の簡易な金銭管理等生活支援等のサービスに意思決定支援を確保することが重要であり、その役割を担える市民の育成が大事である。
・　意思決定支援の充実及び関係性の濫用に対する牽制を確保するため、意思決定サポーターは市民目線・当事者目線で取り組み、アドボケイトとしての役割・機能を担うこと及び意思決定サポーターを支える仕組みが必要である。
・　意思決定支援は、支援対象者の持つ特性や本人の日々の暮らし振り等も十分に理解して取り組むことが必要である。
・　金融機関は正式に代理権が付与された者による取引を原則通り許容すべきである。
・　金融機関が安心して代理取引に応じられるよう、バックアップの仕組みが重要である。
・　成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携の推進や実施体制の強化をベースとして、モデル事業のような新たな事業の全国展開を進めるべき。
・　市町村が実施に関わる形で事業が新たに創出される場合には、市町村の体制確保や、国からの財源保障も含めた財源の確保に留意が必要である。
・　成年後見制度や日常生活自立支援事業と新たな権利擁護支援策が人・物・金を潰し合わないよう、財源の確保と都道府県のサポート体制が必要である。
・　権利擁護の枠組みは対象者を限定せずに議論すべき。
・　身寄りや資力の有無によって支援の対象者を絞り込むことは不適切である。
・　高齢者等終身サポート事業は、透明性や信頼性の確保、市場原理にその量が委ねられることに懸念がある。

・　現状の民間サービスは、濫用防止保障（セーフガード）がない以上、社会福祉の土壌で比較できる状態にない。セーフガードを設けた意思決定支援が求められている。
・　包括的な相談調整窓口におけるコーディネーターについては、既存事業や機関の役割との重複や乱立による混乱が生じかねない。
・　総合的な支援パッケージを提供する取組と、入院や入所時に身元保証を求めないこれまでの既存通知との整合性に整理が必要である。

以上

（別紙２）

成年後見制度利用促進専門家会議において委員から出された主な意見
（中核機関について）

・　総合的な権利擁護支援策のハブとして成年後見制度と地域の権利擁護支援策を適切に使い分けられるよう、中核機関を法定の機関として位置付け、その役割や機能を明らかにする必要がある。
・　現行の役割（権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割、専門職団体・関係機関の協力・連携を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等））に加えて、今後は、成年後見に関する事案について、裁判所に係属する前に本人のニーズ・福祉的対応の必要性等を勘案し裁判所に委ねるかどうかを判断する機能や、成年後見制度が見直された後に制度の利用を止められるよう本人の状況等をモニタリングする機能（本人を主体としたニーズ、後見人等の交代やチーム支援の在り方を見直す機能も含む。）を有することも求められる。
・　中核機関がコーディネートする地域連携ネットワークにおいて権利擁護支援チームの形成や自立の支援機能を十分に果たすためには、国や地方自治体、家庭裁判所や関係機関等と情報（個人情報を含む）を共有できるよう、本人情報や候補者情報等を調査・取得する法的権限や守秘義務、受任調整等に必要な会議を主催する権限等を検討する必要がある。
・　全国どの地域においても権利擁護支援を持続可能に実現するため、中核機関の運営費用に関して市町村への財政支援の検討が必要である。
・　市町村だけでは中核機関がコーディネートする地域連携ネットワークに求められる機能を十分に果たせない場合、都道府県がその機能の一部を担うべきである。
・　社会福祉法における包括的な支援体制の中に、中核機関がコーディネートする地域連携ネットワークを位置付けることも必要である。
・　これまで各市町村に対して主要な機能を掲げた上で、取り組みやすいところから取り組んでほしいと中核機関の整備を促進してきた方針との整合性を図る必要がある。

以上

重要業績評価指標（ＫＰＩ）の進捗状況について

別紙3

		KPI（令和6年度末の数値目標）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI　進捗状況（R6.4時点）
優先して取り組む事項	**任意後見制度の利用促進**							任意後見制度の周知・広報
	・周知・広報	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		**1,188　／　1,741市町村** **50 ／ 50法務局・地方法務局** **286 ／ 286公証役場**
	・適切な運用の確保に関する取組	－	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討					
	担い手の確保・育成等の推進							担い手の育成方針の策定 **18　／　47都道府県**
	・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定	・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		市民後見人養成研修の実施 **16　／　47都道府県**
	・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県	都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施					法人後見実施のための研修の実施 **22　／　47都道府県**
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進							市町村長申立てに関する研修の実施 **43　／　47都道府県**
	・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 **申立費用　1,012/1,741市町村** **報酬　1,048/1,741市町村** 障害者関係 **申立費用　1,021/1,741市町村** **報酬　1,045/1,741市町村**
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善					
	・成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施		
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進							市町村による計画策定・必要な見直し **1,358　／　1,741市町村**
	・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		
	都道府県の機能強化							都道府県による協議会設置 **37　／　47都道府県**
	・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		

重要業績評価指標（ＫＰＩ）の進捗状況について

		KPI（令和6年度末の数値目標）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI　進捗状況（R6.4時点）
制度等の見直しに向けた検討等	**成年後見制度等の見直しに向けた検討**	－	成年後見制度等の見直しに向けた検討					－
	総合的な権利擁護支援策の充実	－	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					－
制度の運用改善等	**意思決定支援の浸透**							意思決定支援研修の実施 **34　／　47都道府県**
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施			都道府県による研修の継続実施		
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	－	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
	・基本的考え方の整理と普及	－	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等							－
	・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む）	－	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	－	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討　　成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討					
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和							－
	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	－	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					
	・保険の普及等事後救済策の検討	－	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討					
地域連携ネットワークづくり	**地域連携ネットワークづくり**							制度や相談窓口の周知 **1,658　／　1,741市町村** 中核機関の整備 **1,187　／　1,741市町村**
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知			市町村による周知の継続		
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備			市町村による中核機関の運営		
			中核機関のコーディネート機能の強化					
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	－	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	－	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
	・包括的・多層的な支援体制の構築	－	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討			